

第二期 太田市

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

【令和2年度～令和6年度】



「太田市子育てキャッチフレーズ」
みいつけた！ 家族の笑顔が 増えるまち

太 田 市

はじめに



平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されてから、5年が経過しようとしております。

その間に子ども・子育てをめぐる社会情勢は大きく変化しました。特に少子化の進行は顕著で、国の年間の出生数は平成28年に初の100万人を割り込み、本市においても年少人口の割合は減少傾向にあります。他方で、共働き家庭の増加や家庭環境の変化によって保育ニーズの多様化が進み、これらの問題を解消するため、国は保育の受け皿の拡大を図る子育て安心プランを策定し、さらには令和元年10月に幼児教育・保育無償化を

実施するなど大きな転換点を迎えております。

このような状況のなか、本市では「太田市子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、家庭や地域、企業などのご協力のもと、質の高い幼児期の教育・保育の提供、質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を進めて参りました。なかでも保育のニーズを満たすための施設整備をすすめ、保育利用に係る定員数の増加を図っています。

今回、「太田市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に計画期間の終了を迎えるにあたり、「第二期太田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

新たな計画では、児童虐待防止対策のさらなる充実のための育児相談の実施や児童家庭支援センターの拡充、子どもの権利を擁護するための「子ども家庭総合支援拠点」開設による切れ目のない子育て支援体制の機能強化、そして子どもの貧困対策支援なども盛り込み、計画の基本理念である「親と子の笑顔輝くまち、おおた」実現のため、様々な角度から子育て支援施策を展開してまいりたいと思います。

引き続き幼児教育・保育行政を推進し、変化に応じていく体制づくりを進めたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

太田市長

清水聖義

目次

第1章 計画の概要

| | |
|----------------------|---|
| 1 計画策定の背景..... | 1 |
| 2 計画の位置づけ..... | 2 |
| (1) 計画の目的..... | 2 |
| (2) 法的根拠..... | 2 |
| (3) 本市の他計画との関係性..... | 3 |
| 3 計画の対象..... | 4 |
| 4 計画の期間..... | 4 |

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

| | |
|------------------------|----|
| 1 統計からみた本市の現状..... | 5 |
| (1) 人口..... | 5 |
| (2) 出生数..... | 6 |
| (3) 婚姻の動向..... | 7 |
| (4) 女性の就業状況..... | 8 |
| (5) 人口推計..... | 10 |
| 2 子育て支援サービスなどの現状..... | 11 |
| (1) 保育所..... | 11 |
| (2) 子育て支援サービス..... | 13 |
| (3) 幼稚園（認定こども園除く）..... | 16 |
| (4) 小学校・中学校の状況..... | 17 |
| (5) 障がい児通所施設の状況..... | 18 |
| (6) 養育相談などの現状..... | 18 |
| 3 ニーズ調査結果からわかる現状..... | 19 |
| (1) 調査概要..... | 19 |
| (2) 結果概要..... | 20 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 計画の基本理念..... | 31 |
| 2 計画の基本方針..... | 32 |
| 基本方針1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援..... | 32 |

| | | |
|-------------|----------------------------|----|
| 基本方針2 | 母親と乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | 32 |
| 基本方針3 | 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 | 32 |
| 基本方針4 | 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進 | 32 |
| 基本方針5 | 子育てを支援する生活環境の整備 | 33 |
| 基本方針6 | 子どもの安全の確保 | 33 |
| 基本方針7 | 仕事と家庭生活の両立の推進 | 33 |
| 基本方針8 | 結婚に向けた環境の整備と子育て期の親への支援の充実 | 33 |
| 3 | 計画の体系 | 34 |
| 4 | 施策と事業体系 | 35 |
| 5 | 教育・保育提供区域の設定 | 39 |
| 第4章 基本方針の推進 | | |
| 基本方針1 | 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援 | 40 |
| 1 | 教育・保育施設の充実 | 41 |
| 2 | 地域子ども・子育て支援事業の推進 | 45 |
| 3 | 子育て支援のネットワークづくり | 52 |
| 4 | 子どもの健全育成 | 53 |
| 5 | その他 | 55 |
| 基本方針2 | 母親と乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | 56 |
| 1 | 子どもや母親の健康の確保 | 56 |
| 2 | 思春期保健対策の充実 | 59 |
| 3 | 食育の推進 | 60 |
| 4 | 小児医療の充実 | 61 |
| 5 | 不妊に対する支援 | 61 |
| 基本方針3 | 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 | 62 |
| 1 | 次代につなぐ健やかな心の育成 | 62 |
| 2 | 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備 | 62 |
| 3 | 家庭や地域の教育力の向上 | 64 |
| 4 | 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 | 65 |
| 基本方針4 | 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進 | 66 |
| 1 | 児童虐待防止対策の充実 | 66 |
| 2 | 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 | 66 |

| | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 3 | 障がい児施策の充実 | 68 |
| 4 | 子どもの貧困対策の推進 | 70 |
| 基本方針5 | 子育てを支援する生活環境の整備 | 71 |
| 1 | 安全な道路交通環境の整備 | 71 |
| 2 | 安心して外出できる環境の整備 | 71 |
| 基本方針6 | 子どもの安全の確保 | 72 |
| 1 | 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 | 72 |
| 2 | 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 72 |
| 3 | 被害に遭った子どもの保護の推進 | 73 |
| 基本方針7 | 仕事と家庭生活の両立の推進 | 74 |
| 1 | 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 | 74 |
| 2 | 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進 | 75 |
| 基本方針8 | 結婚に向けた環境の整備と子育て期の親への支援の充実 | 76 |
| 1 | 未婚化・晩婚化対策の推進 | 76 |
| 2 | 子育て期を迎えた親の育成支援 | 76 |
| 第5章 | 計画の推進体制 | |
| 1 | 計画の推進体制 | 77 |
| 資料編 | | |
| 1 | 太田市子ども・子育て会議条例 | 78 |
| 2 | 太田市子ども・子育て会議委員名簿 | 80 |
| 3 | 太田市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯 | 81 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

わが国では、核家族化が進行し、市民一人ひとりの価値観・就労体系と生活リズムの多様化などが進んでおり、家族や親戚づきあい、身近な地域とのつながりなどが希薄化しています。子育てをする保護者にとっては、以前のような、祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となっています。その結果、出産や育児に対する不安やストレスは増加し、マタニティブルーや産後うつ、児童虐待などのさまざまな問題の要因となっていることが考えられます。

また、女性の就業に対する意識や男女の役割に対する意識の変化、経済的な不安の解消など、さまざまな理由により、共働き家庭は依然として増加を続けています。しかし、仕事と子育ての両立を支援する、育児休業制度やその取得に対する意識は、まだ完全に浸透しているとは言いきれない現状があり、出産後の女性が安心して復職できる社会環境を実現させるためには、取り組むべきさまざまな課題があります。

さらに、こうした実態とは別に、昨今の格差社会を背景に、子供の貧困が看過できない問題としてクローズアップされています。平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援・生活の支援等により親から子への貧困の連鎖を断ち切るために、きめ細かい支援が強く求められています。

本市では、平成17年3月に「太田市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月に同計画の後期計画、更に平成27年には「子ども・子育て支援新制度」に基づいた「太田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。これらの計画においては、「親と子の笑顔輝くまち おおた」を基本理念として、市域の未来を担う子どもたちの子育てを、地域全体で応援することを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。

「太田市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度をもって計画は終了となりますが、今後もより一層、本市の子育て環境を充実させるため、これまでの市の取組を見直し、社会状況や市民の意識・現状の変化を反映した、後継計画である「第二期太田市子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画」を策定します。

なお、本計画については、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策推進計画としても位置付けます。

2 計画の位置づけ

(1)計画の目的

本計画は、幼稚園や保育所などに代表される「教育・保育の事業」の「量の見込み」と「供給体制」を定めた「事業計画」としての側面と、かつ本市が安心して子育てができるまちとなるよう、その他の取り組むべき様々なテーマや課題に対応し、「子どもの最善の利益」を実現するための計画です。

(2)法的根拠

平成24年8月公布の「子ども・子育て支援法 第61条」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

子ども・子育て支援法(抜粋)

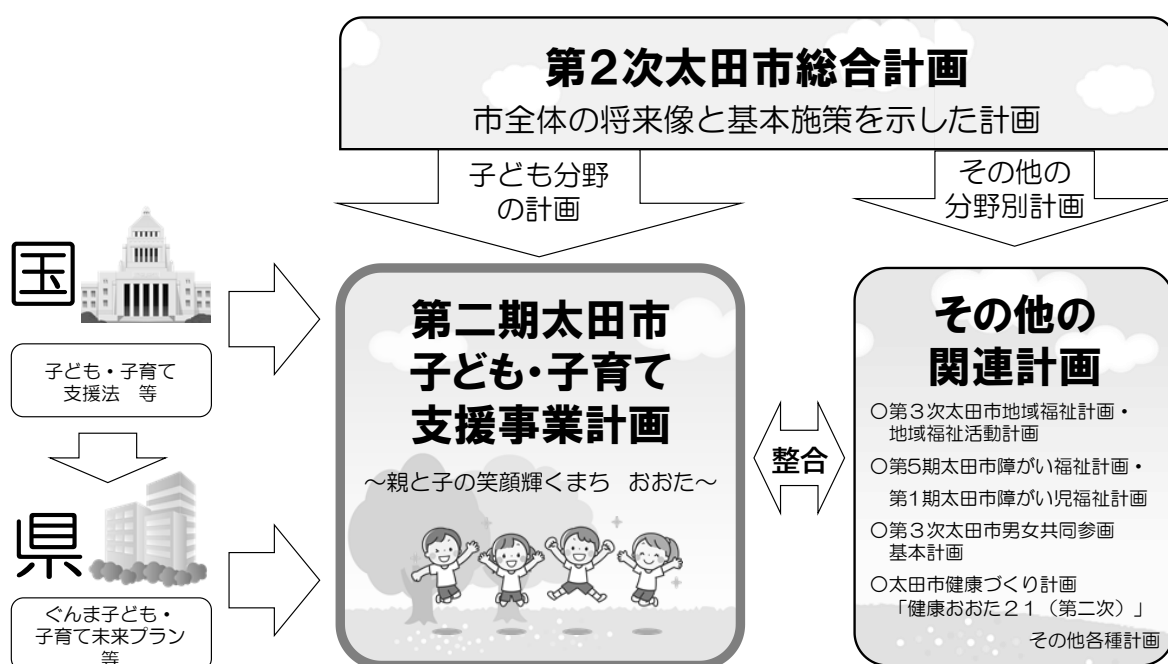
第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(3)本市の他計画との関係性

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第2次太田市総合計画」のうちの、「子ども」分野の施策を具体的に示す部門別計画として、平成27年度から令和元年度までの前回計画に位置づけた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐとともに、子ども・子育て支援法等の規定により、子ども・子育て支援事業にする事項を定める計画として位置づけられます。また、本市の他の計画との整合性が保たれたものとしてします。



3 計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困、国籍、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とします。

4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを期間とする5か年計画です。



第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

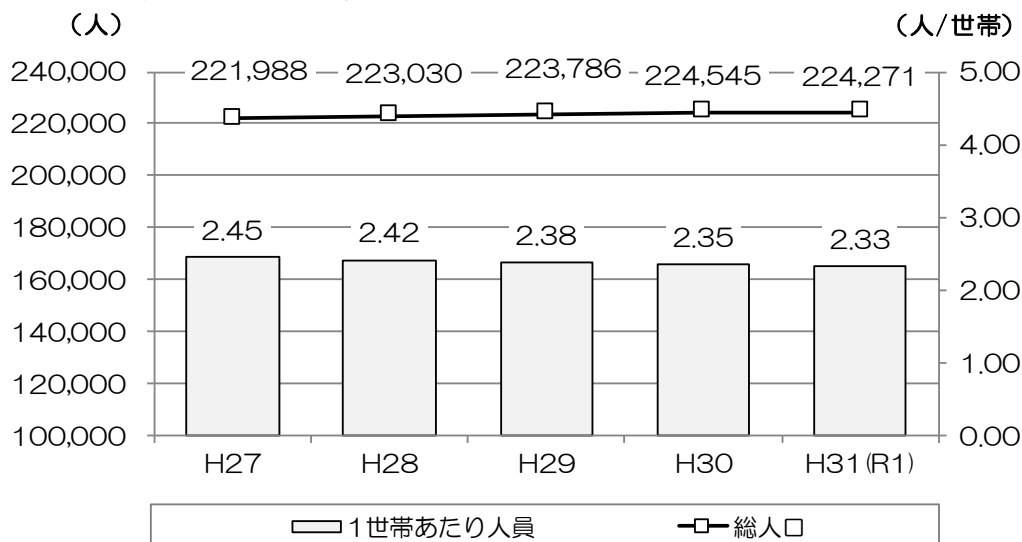
1 統計からみた本市の現状

(1)人口

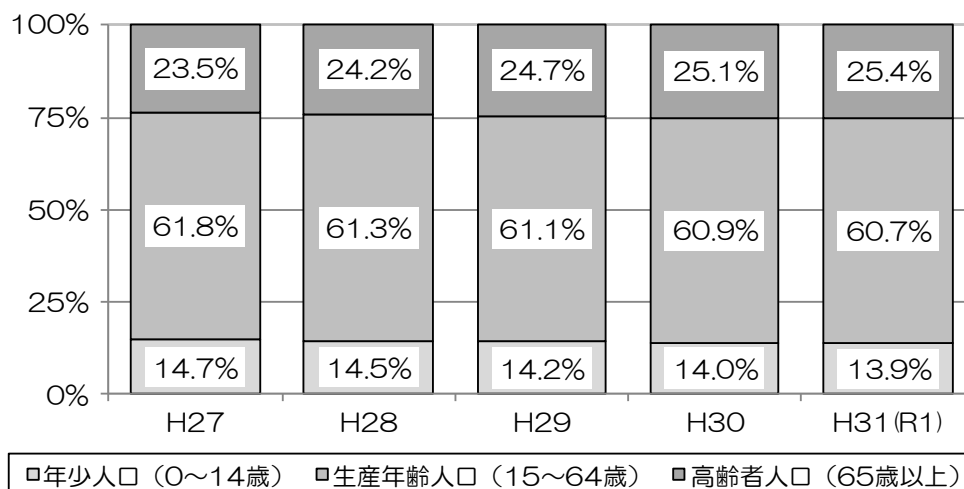
本市の総人口は、平成27年から平成30年にかけて増加傾向で推移していましたが、平成31年において若干減少し、224,271人となっています。

また、年齢3区分別の人口構成を見ると、平成27年から平成31年にかけて、年少人口が0.8ポイント減少しています。

■本市の総人口と1世帯あたり人員
(人)



■年齢3区分別人口構成 (% : 小数2位四捨五入、以下同)

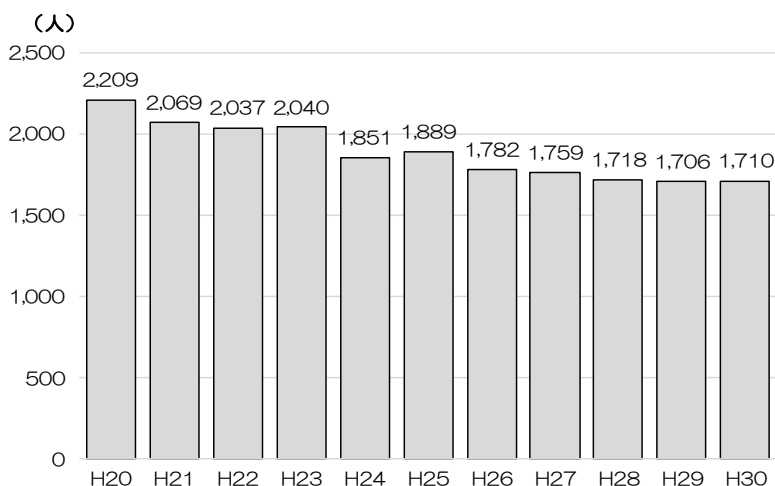


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

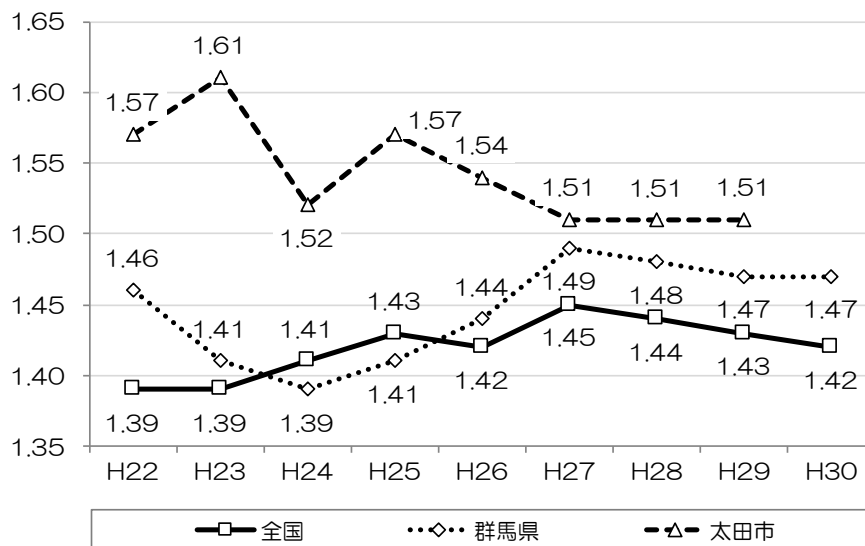
(2)出生数

本市の出生数は減少傾向で推移し、平成28年より概ね横ばいとなっています。合計特殊出生率についても平成27年より横ばいとなっておりますが、国・県よりも高い値となっています。しかし、人口が減少せずに推移していくためには、合計特殊出生率は2.06が必要とされていることから、まだまだ高めていく必要があります。

■本市の出生数



■合計特殊出生率※



資料：群馬県人口動態調査

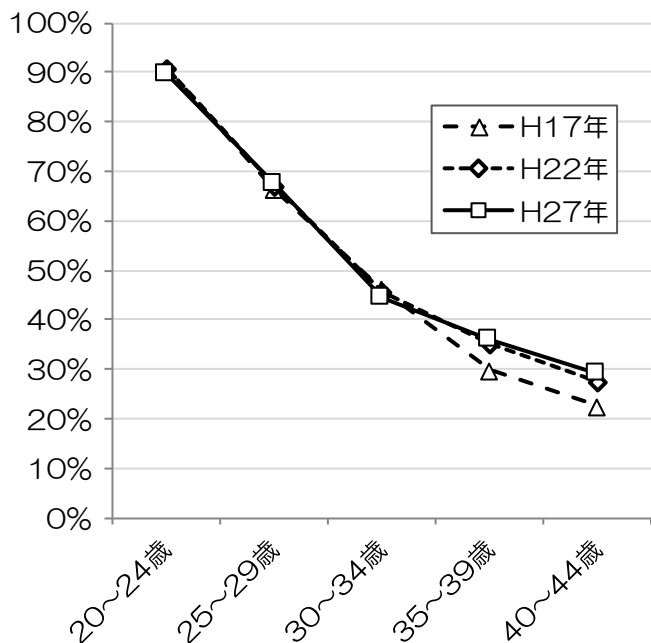
上記数値は群馬県人口動態調査（確定値）からとなりますが、H30出生数は、本計画策定時に確定値未公表であるため、群馬県人口動態調査（概数）からとなり、合計特殊出生率は未公表となっております。

※合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標のこと。ひとりの女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表します。

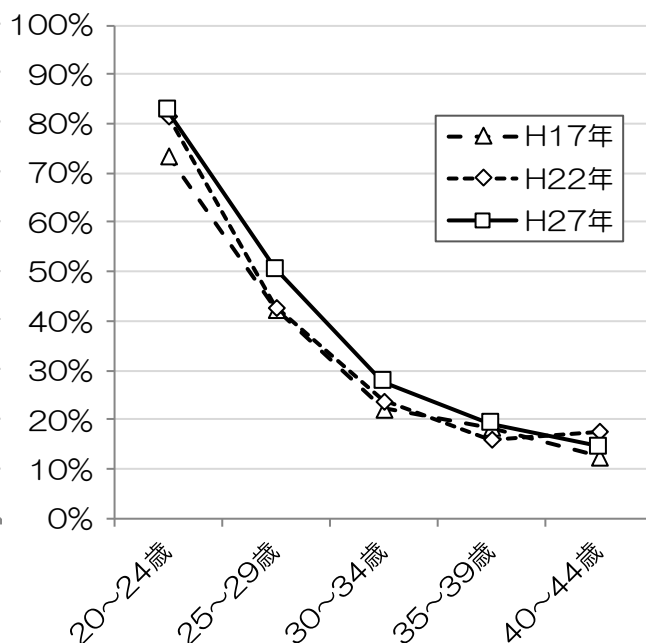
(3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本市の女性の未婚率は、39歳までで上昇傾向にありますが、40～44歳では、平成22年と比べ低くなっています。

本市の未婚率（男性）



本市の未婚率（女性）



| 男性 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| H17年 | 90.6% | 66.2% | 46.0% | 29.9% | 22.5% |
| H22年 | 90.9% | 67.0% | 45.5% | 35.3% | 27.6% |
| H27年 | 89.6% | 67.4% | 44.6% | 36.1% | 29.3% |

| 女性 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| H17年 | 73.6% | 42.5% | 22.3% | 18.3% | 12.5% |
| H22年 | 81.7% | 42.8% | 23.8% | 16.0% | 17.5% |
| H27年 | 82.8% | 50.6% | 27.8% | 19.1% | 14.5% |

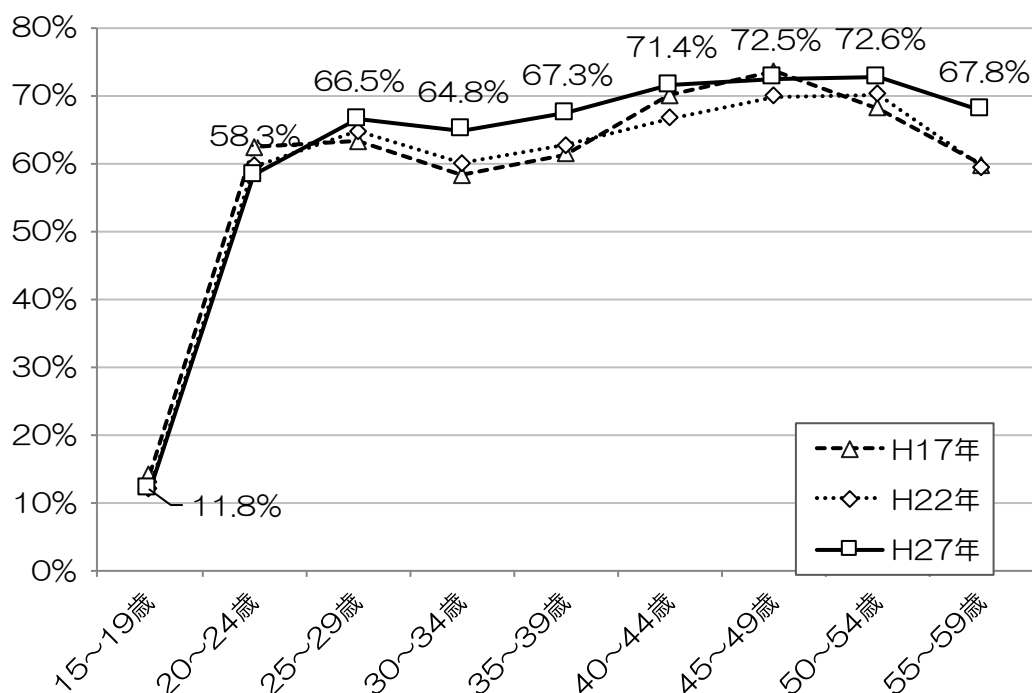
資料：国勢調査

(4)女性の就業状況

本市の女性の就業率※を見ると、各年代において、平成22年と比べ全体的に上昇しています。この結果は、女性の未婚率の上昇、家計の経済的事業、女性の就労への意識の変化などが背景として考えられます。

出産や育児の関係から、一般的には30歳代前半は一度就業率が低下しますが、本市においては1.7ポイントと全国(4.9ポイント)と較べても低下の割合が比較的少ないことがみられます。

■本市の女性の就業率



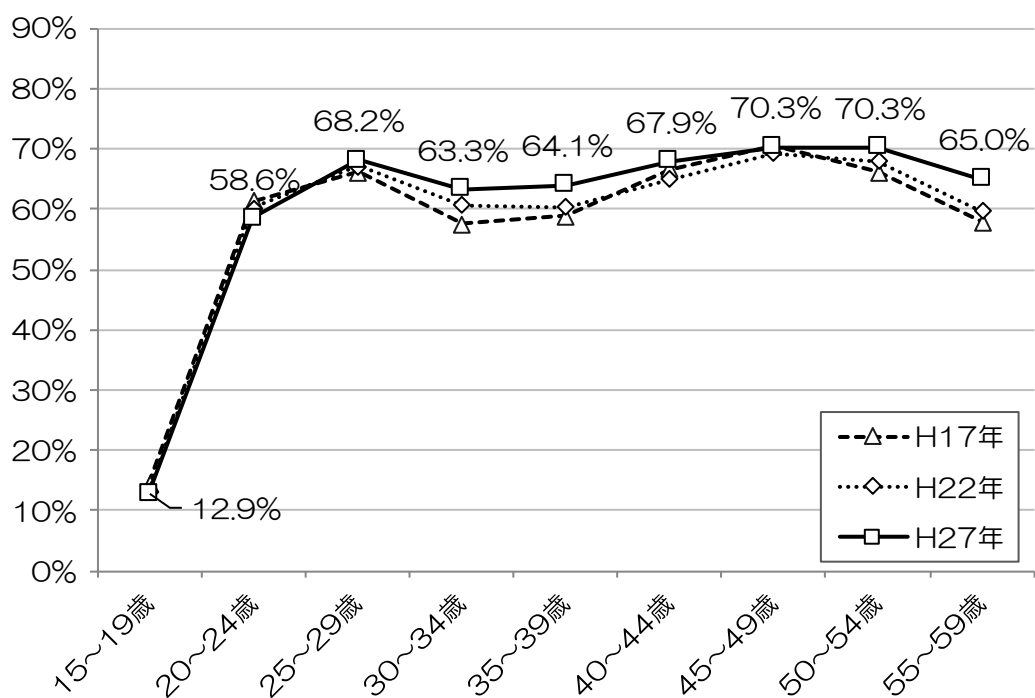
| 年 | 15~19歳 | 20~24歳 | 25~29歳 | 30~34歳 | 35~39歳 | 40~44歳 | 45~49歳 | 50~54歳 | 55~59歳 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| H17 | 14.0% | 62.3% | 63.1% | 58.2% | 61.3% | 69.9% | 73.5% | 68.1% | 59.6% |
| H22 | 12.1% | 59.6% | 64.7% | 59.9% | 62.6% | 66.6% | 69.9% | 70.1% | 59.5% |
| H27 | 11.8% | 58.3% | 66.5% | 64.8% | 67.3% | 71.4% | 72.5% | 72.6% | 67.8% |

資料：国勢調査

※就業率：各年齢区分別に以下にて算出します。

(労働人口総数－完全失業者) / 人口総数

■全国の女性の就業率



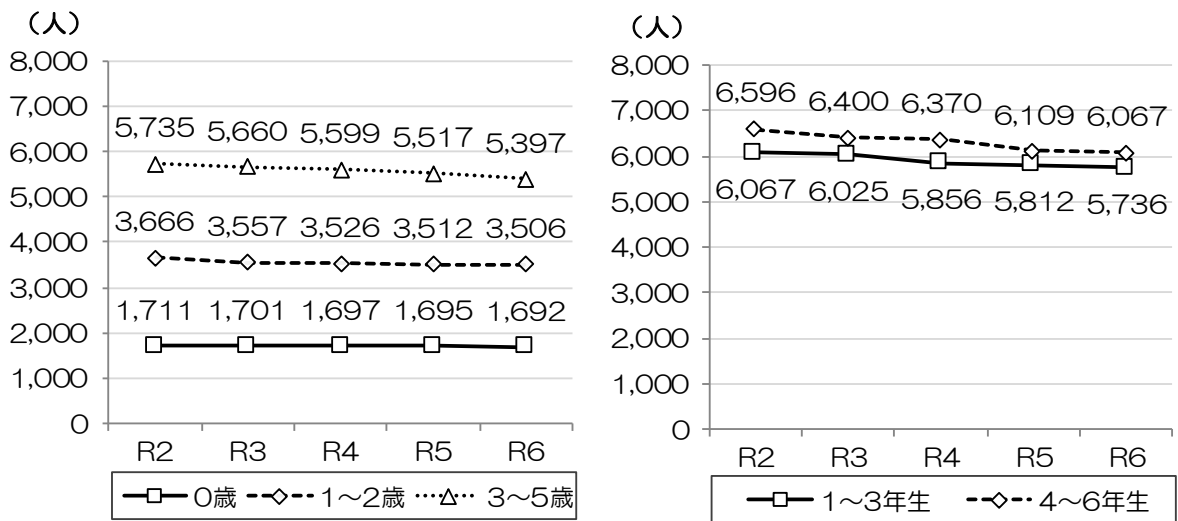
| 年 | 15~19歳 | 20~24歳 | 25~29歳 | 30~34歳 | 35~39歳 | 40~44歳 | 45~49歳 | 50~54歳 | 55~59歳 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| H17 | 14.5% | 61.4% | 66.1% | 57.5% | 58.9% | 66.7% | 70.4% | 66.2% | 57.9% |
| H22 | 13.3% | 60.3% | 67.1% | 60.6% | 60.4% | 65.1% | 69.3% | 68.1% | 59.7% |
| H27 | 12.9% | 58.6% | 68.2% | 63.3% | 64.1% | 67.9% | 70.3% | 70.3% | 65.0% |

資料：国勢調査

(5)人口推計

本市の未就学児および小学生の令和2年からの5年間の人口推計をみると、両者ともやや減少傾向で推移すると予想されています。また、各年の0歳の人口の推移においても、やはり減少傾向で推移すると予想されています。

しかし、本市における合計特殊出生率は前述したとおり全国及び県内においても高い傾向がみられ、更なる支援の充実により維持または上昇が見込まれます。



| 年齢 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 1,711 | 1,701 | 1,697 | 1,695 | 1,692 |
| 1歳 | 1,780 | 1,759 | 1,749 | 1,745 | 1,743 |
| 2歳 | 1,886 | 1,798 | 1,777 | 1,767 | 1,763 |
| 3歳 | 1,872 | 1,900 | 1,811 | 1,790 | 1,780 |
| 4歳 | 1,875 | 1,875 | 1,903 | 1,814 | 1,793 |
| 5歳 | 1,988 | 1,885 | 1,885 | 1,913 | 1,824 |
| 6歳 | 1,944 | 2,004 | 1,900 | 1,900 | 1,928 |
| 7歳 | 2,072 | 1,947 | 2,007 | 1,903 | 1,903 |
| 8歳 | 2,051 | 2,074 | 1,949 | 2,009 | 1,905 |
| 9歳 | 2,218 | 2,059 | 2,082 | 1,957 | 2,017 |
| 10歳 | 2,115 | 2,221 | 2,062 | 2,085 | 1,960 |
| 11歳 | 2,263 | 2,120 | 2,226 | 2,067 | 2,090 |

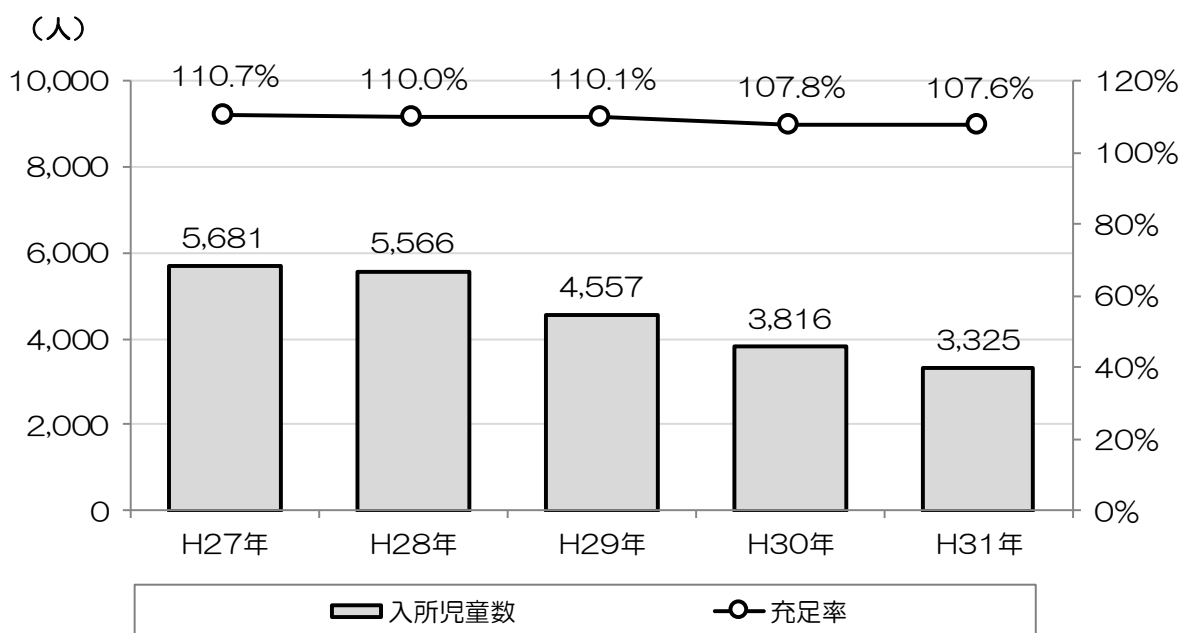
資料：コーホート変化率法による人口推計

2 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所

① 保育所入所児童数

本市の平成31年の保育所は、私立の26箇所、入所児童数は3,325人となっています。また、充足率は、超過状態が改善されつつあり、平成31年においては107.6%となっています。

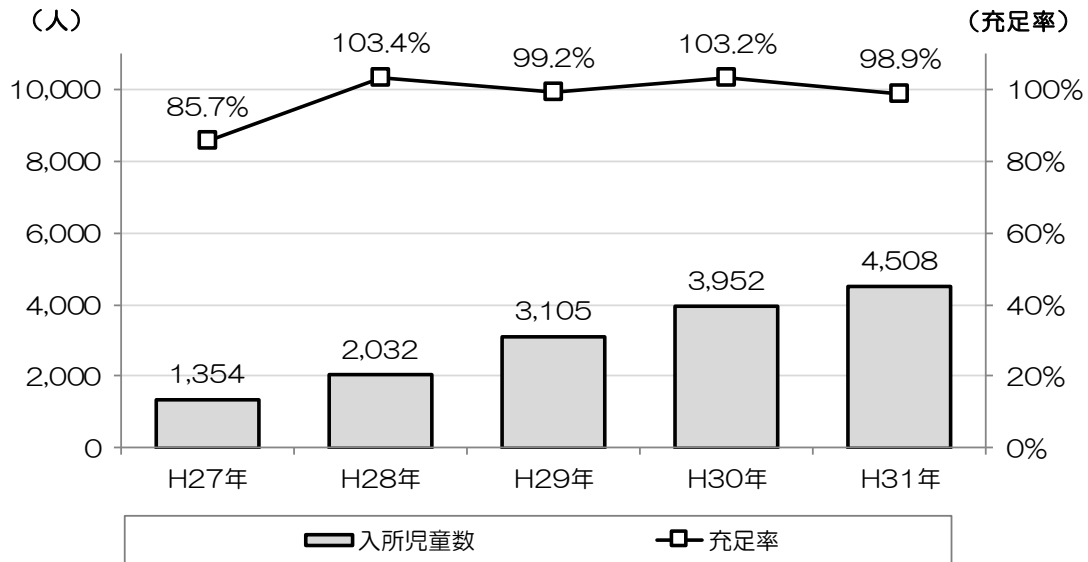


| 区分 | | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | H31年 |
|----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公立 | 施設数(か所) | 1 | 1 | 1 | - | - |
| | 利用定員(人) | 120 | 120 | 120 | - | - |
| | 入所児童数 | 114 | 98 | 94 | - | - |
| | 充足率 | 95.0% | 81.7% | 78.4% | - | - |
| 私立 | 施設数(か所) | 40 | 39 | 32 | 29 | 26 |
| | 利用定員(人) | 5,010 | 4,940 | 4,020 | 3,540 | 3,090 |
| | 入所児童数 | 5,567 | 5,468 | 4,463 | 3,816 | 3,325 |
| | 充足率 | 111.1% | 110.7% | 111.1% | 107.8% | 107.6% |
| 合計 | 施設数(か所) | 41 | 40 | 33 | 29 | 26 |
| | 利用定員(人) | 5,130 | 5,060 | 4,140 | 3,540 | 3,090 |
| | 入所児童数 | 5,681 | 5,566 | 4,557 | 3,816 | 3,325 |
| | 充足率 | 110.7% | 110.0% | 110.1% | 107.8% | 107.6% |

資料：こども課（各年3月31日現在）管外受託含む

②認定こども園の状況

本市の認定こども園の施設数は、平成27年から31年までの5年間で、7箇所から30箇所に増加しました。入所児童数においては、1,354人から4,508人に増加しました。また、充足率は100%前後を推移しています。



| 区分 | | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | H31年 |
|----|----------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 私立 | 施設数 (か所) | 7 | 12 | 20 | 25 | 30 |
| | 利用定員 (人) | 1,580 | 1,965 | 3,130 | 3,830 | 4,560 |
| | 入所児童数 | 1,354 | 2,032 | 3,105 | 3,952 | 4,508 |
| | 充足率 | 85.7% | 103.4% | 99.2% | 103.2% | 98.9% |

資料：こども課（各年3月31日現在）管外受託含む

③認可外保育施設等の状況

児童福祉法による保育所の基準は満たしていませんが、保育所と同様の業務を目的とした施設として、認可外保育施設があります。本市にある14箇所の施設が群馬県に認可外保育施設として届け出されています。

| 区分 | 施設数 | 入所児童数(人) |
|----------|-----|----------|
| 病院内保育施設 | 4 | 78 |
| 事業所内保育施設 | 5 | 16 |
| その他 保育施設 | 5 | 86 |

資料：こども課（令和元年5月1日現在）
認可外保育施設運営状況報告書より

④小規模保育事業施設の状況

小規模保育施設とは、都市部において増加する3歳未満児を中心とした、保育需要に対応すること等を目的に、地域の実情に応じた多様な保育を提供する小規模の保育施設です。本市では1箇所設置されています。

| | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | H31年 |
|---------|------|-------|-------|--------|--------|
| 施設数(か所) | - | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 定員(人) | - | 33 | 15 | 15 | 15 |
| 入所児童数 | - | 32 | 14 | 17 | 16 |
| 充足率 | - | 97.0% | 93.3% | 113.3% | 106.7% |

資料：こども課（各年3月31日現在）

(2)子育て支援サービス

①一時預かり事業の状況

保育所における一時預かり事業は、平成30年度は15箇所で実施し、利用人数は延べ2,386人となっています。

一時預かり事業とは、保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所・認定こども園で入所していない乳幼児について、主として昼間において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施施設数(か所) | 14 | 15 | 15 | 16 | 15 |
| 延べ利用人数(人) | 2,214 | 1,810 | 1,988 | 2,026 | 2,386 |

資料：こども課

②障がい児保育事業の状況

保育所における障がい児保育事業は、平成30年度は22か所で実施し、利用人数は延べ388人となっています。（集団保育が可能な障がい児が対象です。）

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施施設数(か所) | 16 | 14 | 19 | 21 | 22 |
| 延べ利用人数(人) | 295 | 215 | 286 | 395 | 388 |

資料：こども課

③病児・病後児保育事業の状況

病児保育事業と病後児保育事業は、それぞれ1か所で実施し、平成30年度は、利用人数は病児保育で延べ180人、病後児保育で延べ96人となっています。

病児とは、当面症状の急変はみとめられないが、病気の回復期に至っていない児童、病後児の場合は病気の回復期です。

| | | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 病児 | 実施施設数(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 延べ利用人数(人) | 358 | 258 | 307 | 215 | 180 |
| 病後児 | 実施施設数(か所) | - | - | - | 1 | 1 |
| | 延べ利用人数(人) | - | - | - | 51 | 96 |

資料：こども課

④放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブは、市内の全小学校区(26小学校区)に設置されており、平成31年4月1日現在では58か所で実施しています。入所児童数は、設置数の増加とともに増加し、平成31年では2,835人となっています。

| 区分 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | H31年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入所児童数(人) | 2,724 | 2,755 | 2,768 | 2,787 | 2,835 |
| か所数(か所) | 52 | 54 | 55 | 56 | 58 |

資料：児童施設課(各年4月1日現在)

⑤地域子育て支援センターの状況

地域子育て支援センターは、平成30年度は18か所で実施しています。

地域子育て支援センターは、主に未就園の乳幼児を持つ子育て中の親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊び場を提供したり、子育てに関する心配事の相談等について直接あるいは専用電話で対応しているセンターです。

| 区分 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施施設(か所) | 17 | 16 | 16 | 16 | 18 |

資料：こども課

⑥ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの活動件数は、平成30年度において延べ6,248件となっています。また、提供会員、両方会員がやや一定に推移する中、提供会員・両方会員に比べ、依頼会員が多い現状が続いています。

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

| 区分 | | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 活動件数（延べ件数） | | 6,172 | 7,246 | 5,905 | 5,606 | 6,248 |
| 会員数 | 依頼会員 | 1,281 | 1,403 | 1,420 | 1,498 | 1,593 |
| | 提供会員 | 295 | 305 | 316 | 324 | 322 |
| | 両方会員 | 97 | 103 | 104 | 107 | 89 |
| | 合計 | 1,673 | 1,811 | 1,840 | 1,929 | 2,004 |

資料：こども課

⑦太田市こどもプラッツの状況

平成26年度から開設となった事業です。この事業は保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、安全・安心な活動の場所を確保するもので、利用児童数は毎年増加し、令和元年度登録児童は1,575人となっています。

| 区分 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施校数 | 19 | 20 | 20 | 21 | 21 |
| 登録児童数（人） | 490 | 916 | 1,129 | 1,379 | 1,575 |

資料：児童施設課（各年4月1日）

⑧子どもの学習支援の状況

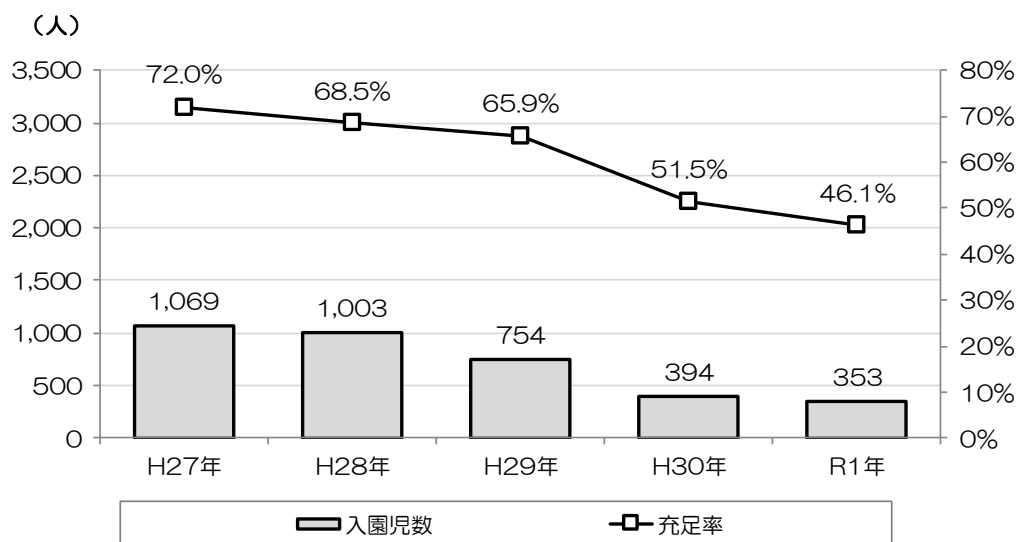
市内に住所のある生活保護や就学援助世帯の児童生徒（小5から中3）に学習支援の場を提供し、国語・数学（算数）・英語を基本として基礎学力の向上や、教育相談を実施し、子供の将来的な自立を促す事業を実施しています。平成30年度における利用対象者は124人となっています。

| 区分 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 教室数 | 7 | 9 | 10 |
| 利用対象者数（人） | 61 | 94 | 124 |

資料：社会支援課

(3) 幼稚園(認定こども園除く)

本市の令和元年の幼稚園の施設数は、公立、私立ともに3か所ずつとなっています。入所児童数は、平成27年以降減少し、令和元年では353人、充足率は46.1%となっています。



| 区分 | | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R1年 |
|----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公立 | 施設数(か所) | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| | 定員(人) | 670 | 670 | 490 | 490 | 490 |
| | 入所児童数 | 385 | 340 | 247 | 181 | 165 |
| | 充足率 | 57.5% | 50.7% | 50.4% | 36.9% | 33.7% |
| 私立 | 施設数(か所) | 7 | 7 | 6 | 3 | 3 |
| | 定員(人) | 815 | 795 | 655 | 275 | 275 |
| | 入所児童数 | 684 | 663 | 507 | 213 | 188 |
| | 充足率 | 83.9% | 83.4% | 77.4% | 77.5% | 68.4% |
| 合計 | 施設数(か所) | 11 | 11 | 9 | 6 | 6 |
| | 定員(人) | 1,485 | 1,465 | 1,145 | 765 | 765 |
| | 入所児童数 | 1,069 | 1,003 | 754 | 394 | 353 |
| | 充足率 | 72.0% | 68.5% | 65.9% | 51.5% | 46.1% |

資料：こども課、児童施設課（各年5月1日現在）

※施設型給付を受ける幼稚園については利用定員とする。

(4)小学校・中学校の状況

①小学校の状況

本市の小学校は 26 校あり、令和元年において児童数は 12,547 人となっています。児童数は平成 27 年から減少傾向で推移しています。

| 区分 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R1年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童数(人) | 12,920 | 12,817 | 12,724 | 12,653 | 12,547 |
| 学校数(校) | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 |

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

②中学校の状況

本市の中学校は令和元年では 17 校あり、生徒数は 6,355 人となっています。生徒数は平成 27 年以降減少しています。

| 区分 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R1年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生徒数(人) | 6,711 | 6,690 | 6,600 | 6,479 | 6,355 |
| 学校数(校) | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

③特別支援学校の状況

特別支援学校は市内に 1 校あり、在籍児童数は増加傾向にあります。令和元における合計児童数は 131 人となっています。

| 在籍児童数 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R1年 |
|--------|------|------|------|------|-----|
| 小学部(人) | 72 | 76 | 80 | 85 | 91 |
| 中学部(人) | 40 | 41 | 44 | 44 | 40 |
| 合計 | 112 | 117 | 124 | 129 | 131 |

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(5)障がい児通所施設の状況

障がい児通所施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の平成30年度の利用人数は、253人となっています。

| 利用件数 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 34 | 36 | 38 | 55 | 74 |
| 放課後等デイサービス | 107 | 117 | 148 | 179 | 253 |

対象児童： 児童発達支援・・・未就学児童

放課後等デイサービス・・・就学児童

資料：障がい福祉課（各年3月31日現在）

(6)養育相談などの現状

平成30年度の家庭児童相談室への相談件数は258件で、そのうち「養護相談」が200件を占めています。

| 区分 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 養護相談 | 16 | 20 | 160 | 195 | 200 |
| 保健相談 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 障がい相談 | 2 | 3 | 5 | 5 | 14 |
| 非行相談 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| 育成相談 | 1 | 18 | 67 | 48 | 27 |
| その他の相談 | 70 | 71 | 42 | 39 | 17 |
| 合計(件) | 89 | 113 | 276 | 289 | 258 |

資料：こども課

3 ニーズ調査結果からわかる現状

(1)調査概要

本計画を策定するにあたり、市民の皆様の子育て環境や教育・保育の利用状況と利用希望、ご意見などを把握するために、ニーズ調査を実施しました。

1. 調査期間及び調査方法

- ・調査期間：平成30年11月15日（木）～平成30年12月3日（月）
- ・調査方法：・返信用封筒を同封して発送・郵送回収

市内幼稚園・保育所・認定こども園等へ通園の方は通園施設へ配布し、返信用封筒を同封して各施設にて回収しました。

2. 調査対象者

市内にお住まいの0歳から6歳までの乳幼児を持つ保護者の方を、住民基本台帳から無作為抽出しました。

3. 配布数及び回収数

| 配布数 | 回収数 | 回収率 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3,000 | 2,240 | 74.7% | 2,237 | 74.6% |

※

・比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため合計が100%にならない場合があります。

・複数回答については、回答者数を基数として百分率（％）で示しています。したがって、合計値は100%にならない場合もあります。

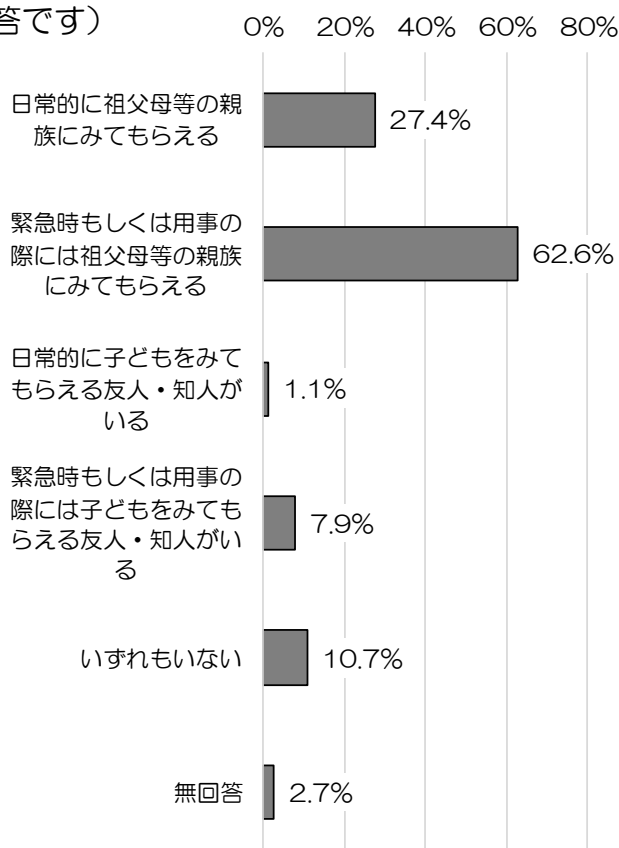
(2)結果概要

以下の内容は「太田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」より一部抜粋したものです。

■問9 お子さんを預かってもらえる親族・知人はいるか

「日常的に見てもらえる」が3割弱、「緊急時等は見てもらえる」が6割強となっています。本市では市外からの人口流入数（社会増加数）が多いという特性から、新しく転入してきたので知人や友人が少ない、仕事のため親族から離れて暮らしている、といった子育て世帯が多いことが考えられます。こういった特性から、本市では、子育て世帯が地域に溶け込みやすい環境を作り、地域からの孤立や子育てによる孤独感の解消に力を入れていく必要があります。

（複数回答です）



※

| 10. 人口動態 | | | | | | | | | 各年中 |
|----------|-------|-----|-----|-------|------|------|-------|-----|-----|
| 年 | 人口増加数 | | | 自然増加数 | | | 社会増加数 | | |
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 |
| 25 | 602 | 359 | 243 | △4 | △43 | 39 | 606 | 396 | 210 |
| 26 | 885 | 677 | 208 | △110 | △163 | 53 | 995 | 838 | 157 |
| 27 | 767 | 644 | 123 | △185 | △101 | △84 | 952 | 745 | 207 |
| 28 | 768 | 520 | 248 | △278 | △146 | △132 | 1,046 | 666 | 380 |
| 29 | 909 | 701 | 208 | △346 | △176 | △170 | 1,255 | 877 | 378 |

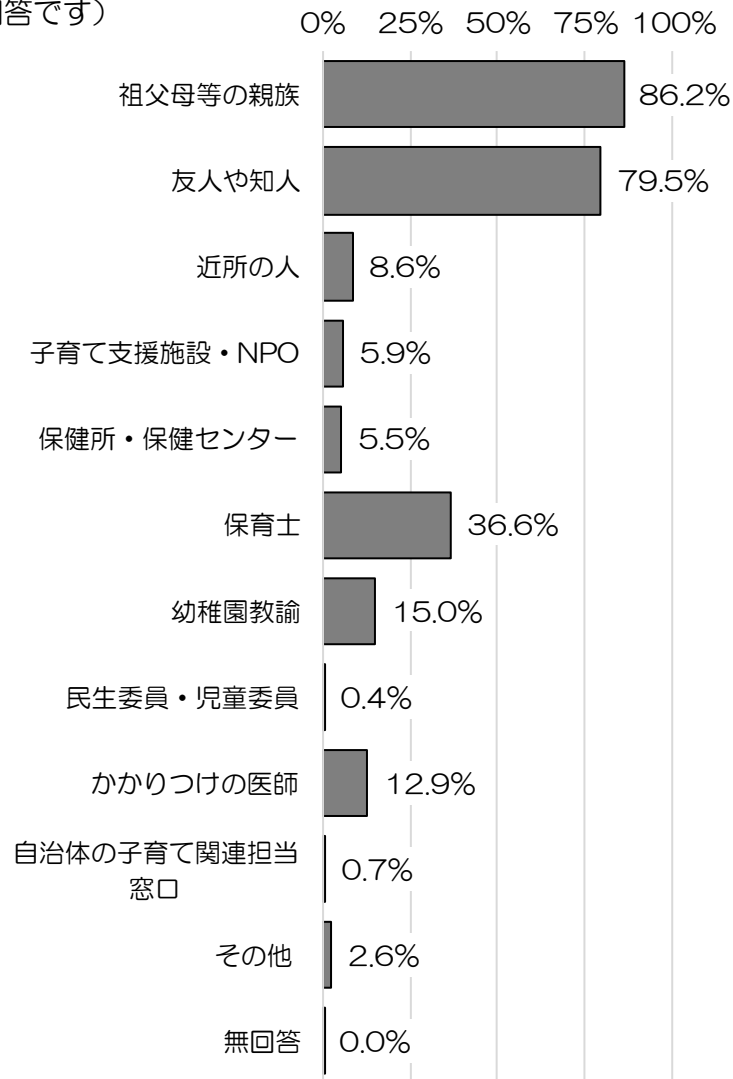
(市民課)

※参考：「統計おおた」平成30年度版より

■問 10-1 子育てに関して気軽に相談できる先について

「子育て支援施設」などを含め、公的な窓口の割合が低くなっています。特に転入してきた子育て世帯が多く見込まれる本市においては、そういった方々の孤立や孤独感を防ぐためにも、保護者の方にとって公的な窓口が、気軽に利用できる存在となれるよう、工夫していく必要があります。

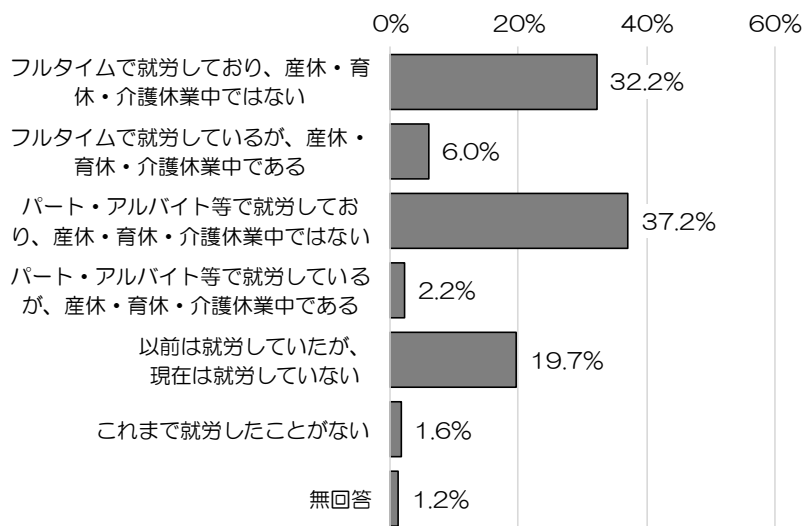
(複数回答です)



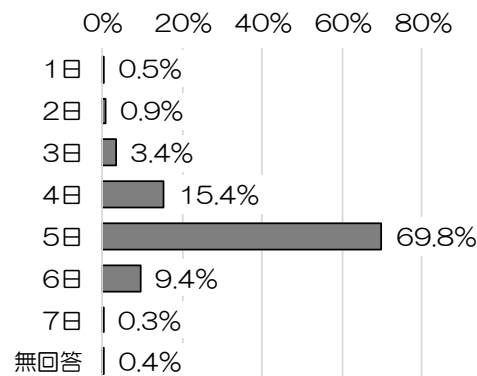
■問 12 母親の就労体系について

産休等を含めると、8割近くが就労しています。また、勤務日数も「週5日」が7割程度となっています。このことから、フルタイムでの就業が一般化しつつあることがうかがえます。延長保育事業(*)等への要望が、今後も高まっていくことが考えられます。

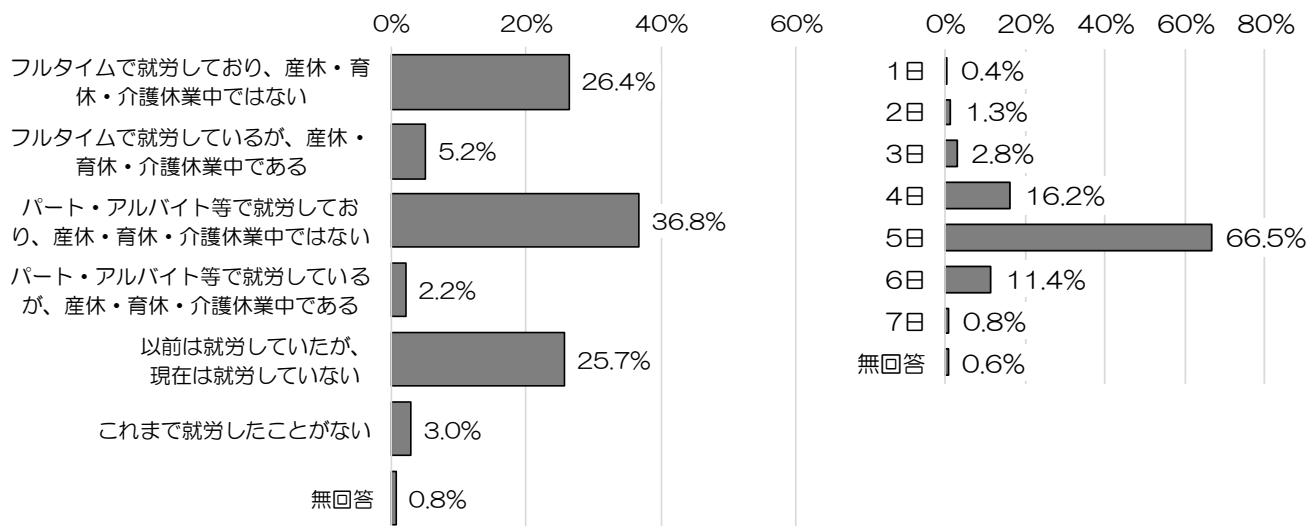
○母親の就労状況



○母親の就労日数



※前回の調査結果（平成 25 年）



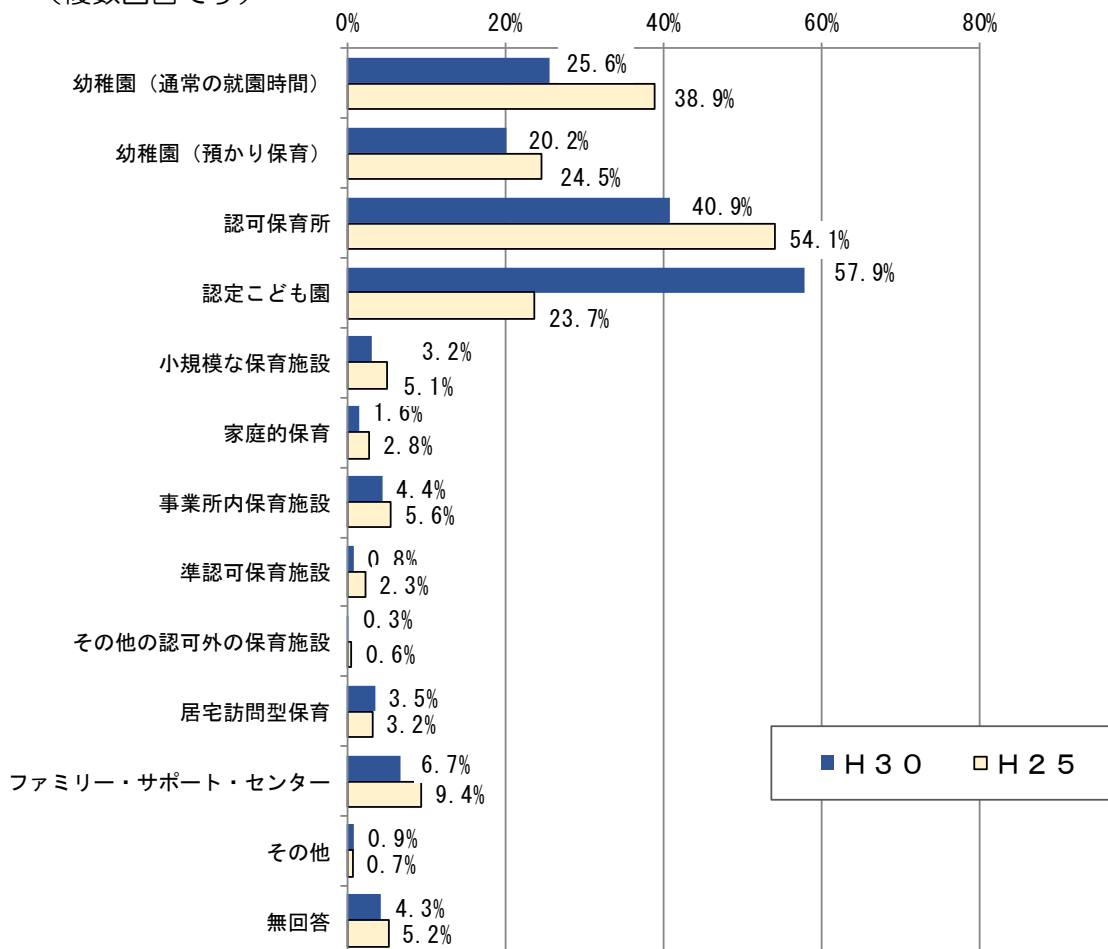
* 延長保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日時において認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

■問 16 定期的に利用したい平日の教育・保育の事業

「認定こども園」への希望が多くなっています。幼稚園、保育所から認定こども園への移行が進み、平成 27 年から 5 年間で、施設数は 7 ヶ所から 30 箇所へ、入所児童数は 1,354 人から 4,508 人と増加しています。また、前回調査（平成 25 年）にくらべ、「認定こども園」への 2 倍以上の利用希望があることから、今後も更なる拡充の必要がみられます。

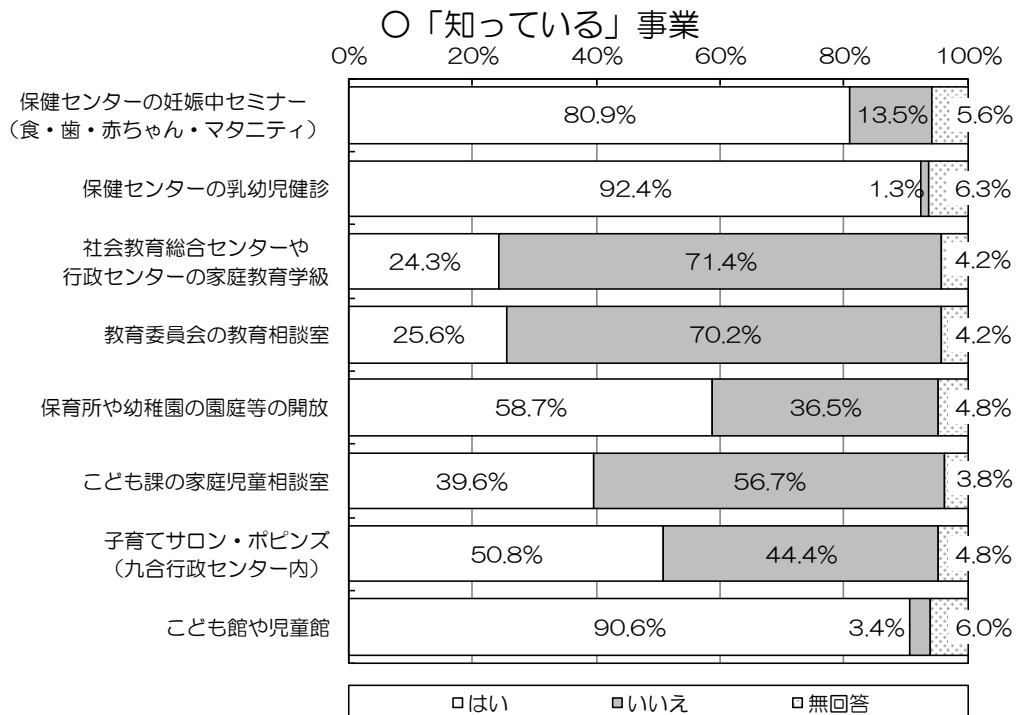
（複数回答です）



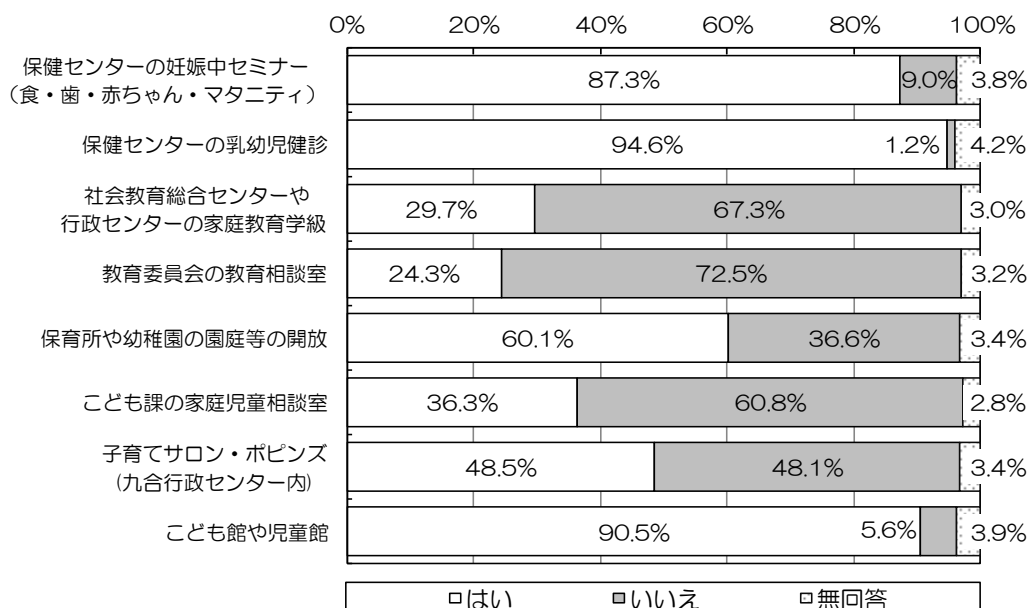
■問 19 知っている・利用したことがある・今後利用したいと思う事業について

「社教センターや行政センターの家庭教育学級」、「教育委員会の教育相談室」、「こども課の家庭児童相談室」の3項目に注目すると、「知っている」割合に対して「これまでに利用したことがある」割合は低い一方、「今後、利用したいと思うもの」の割合は最も高くなっています。

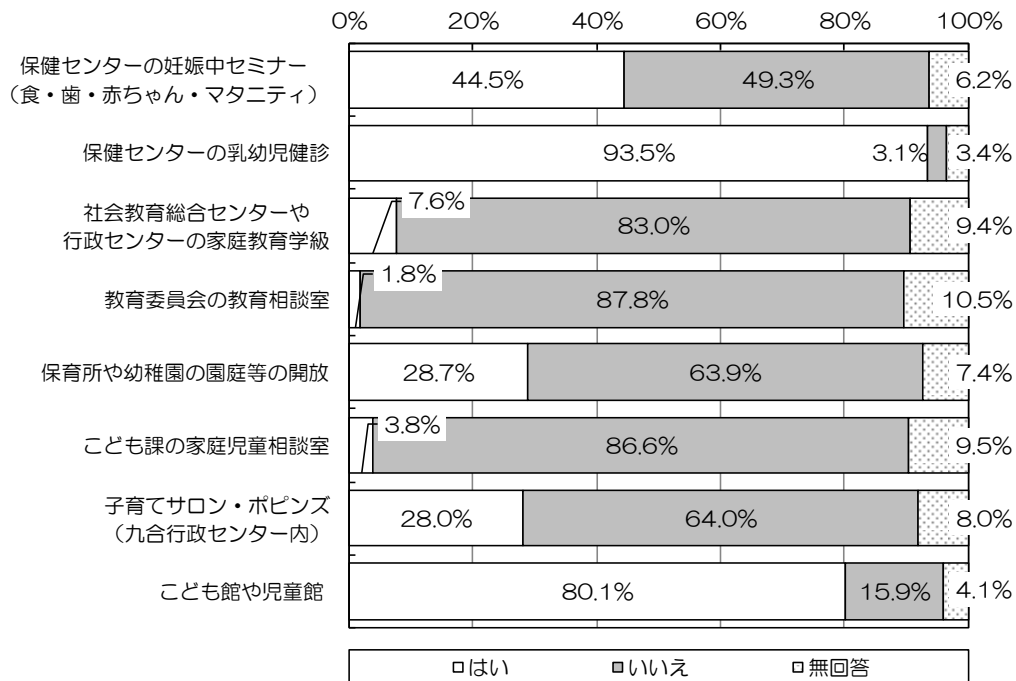
この結果から、今回の調査を通じて事業を知ったため利用しなくなった回答者と、まだ子どもが幼いが将来は利用したいと考えている回答者がいることが予想されます。今後は、事業自体の周知に加え、それぞれの事業の対象者・年齢も適切に伝えていく必要があります。



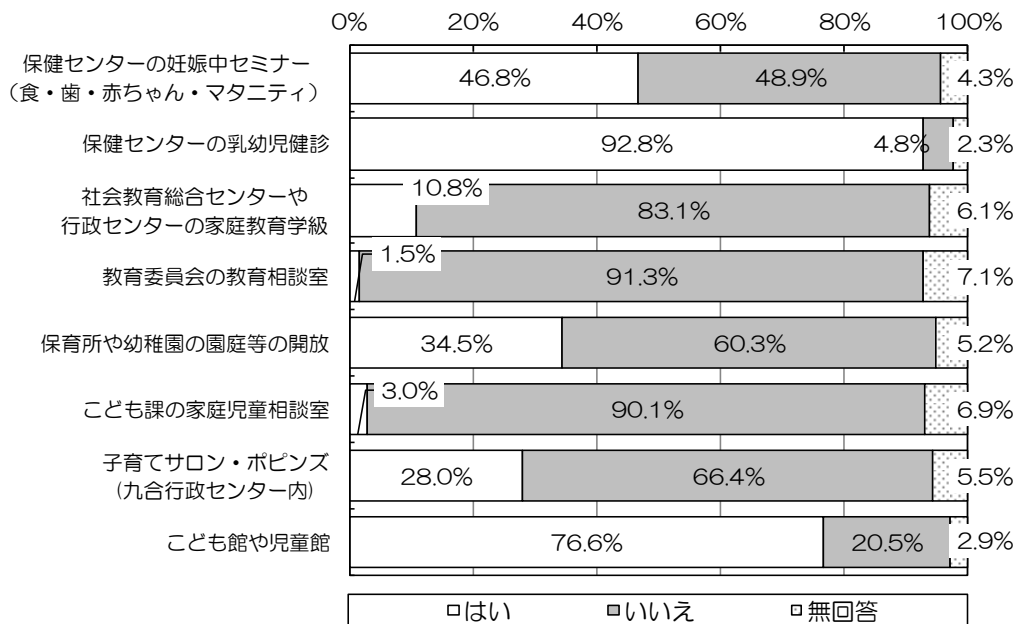
※前回調査結果（平成 25 年）



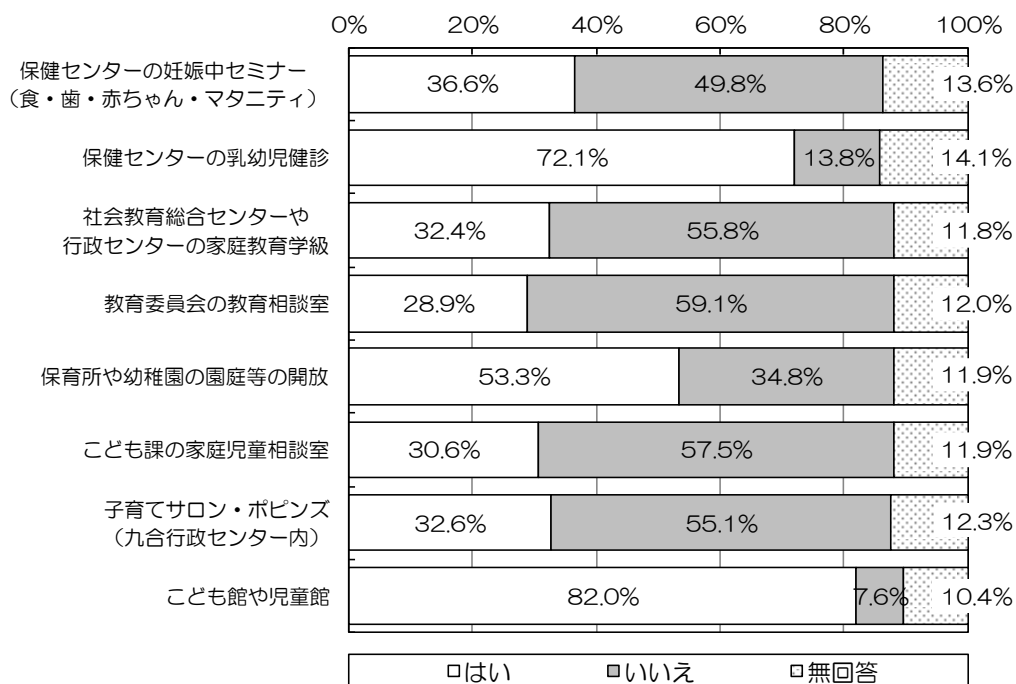
○「これまでに利用したことがある」事業



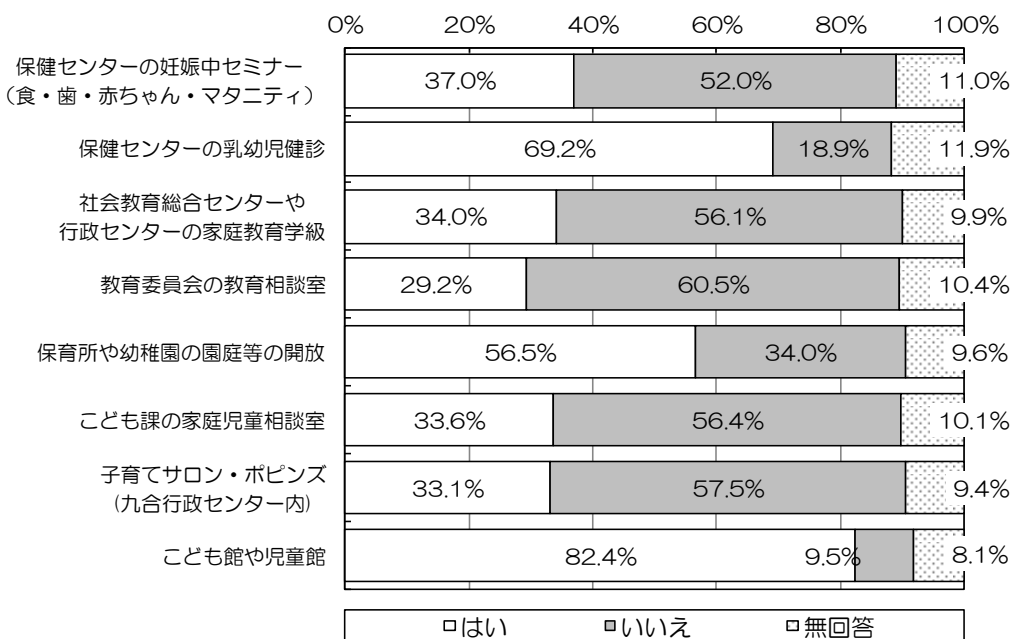
※前回調査結果（平成 25 年）



○「今後利用したいと思う」事業

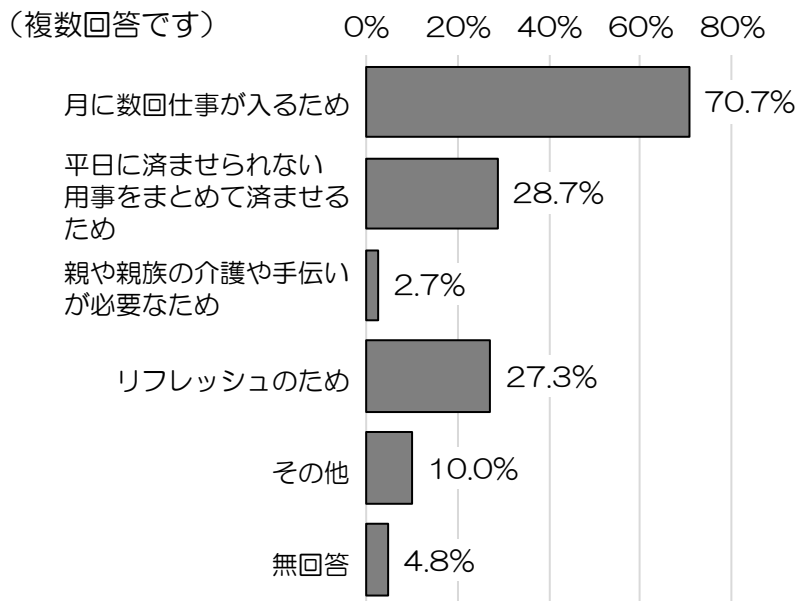


※前回調査結果（平成 25 年）



■問 20-1 定期的な教育・保育事業を「月に1~2回は利用したい」人の理由

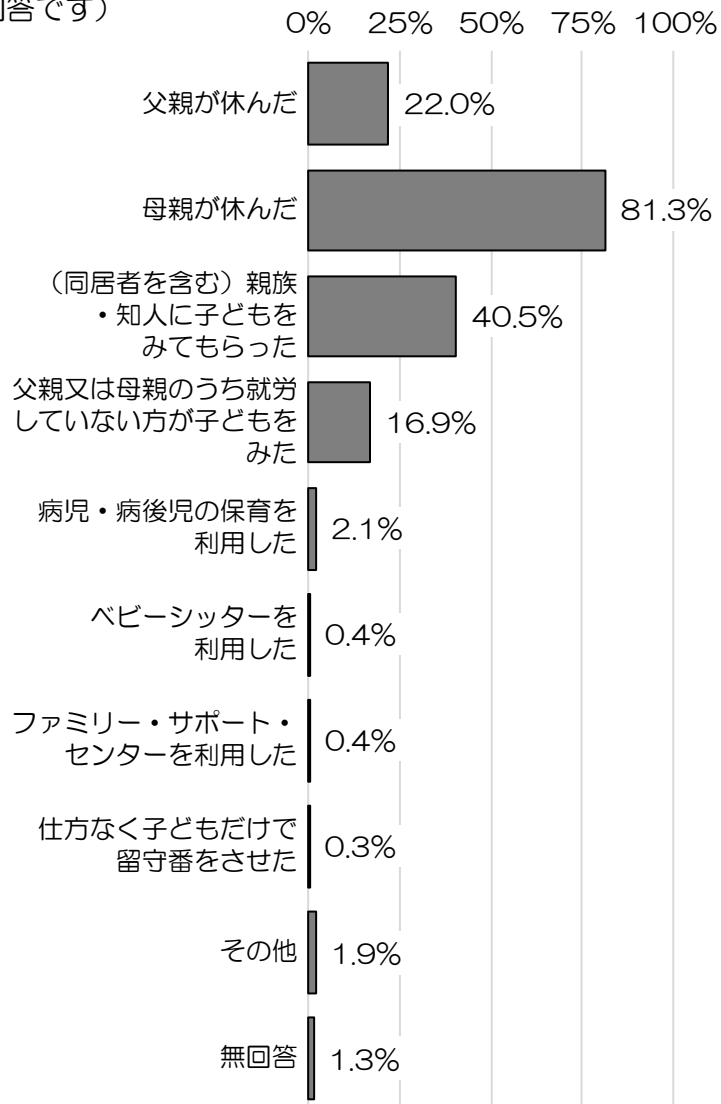
「月に数回仕事が入るため」が最も多くなっています。この割合は、逆に周辺の自治体よりも多くなっています。本市の保護者の特性として、祝日も稼働している工場や、土日・祝日が関係しないサービス業などでの就業が多いことが予想されます。



■問 22-1 お子さんの病気やけがで、普段の教育・保育の利用が出来ないときに行った対処方法

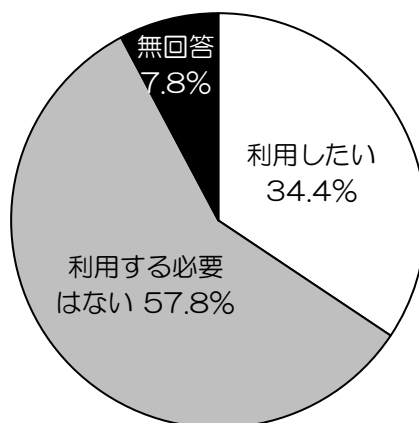
「病児・病後児の保育」、「ファミリー・サポート・センター」といったサービスの利用の割合が低くなっています。利用が促進されていない原因の、特定と対策が必要です。想定される課題としては、「周知が適切か」「利用しやすい体制が整っているか」「供給量が不足して利用できない人が出ているか」などが考えられます。

(複数回答です)

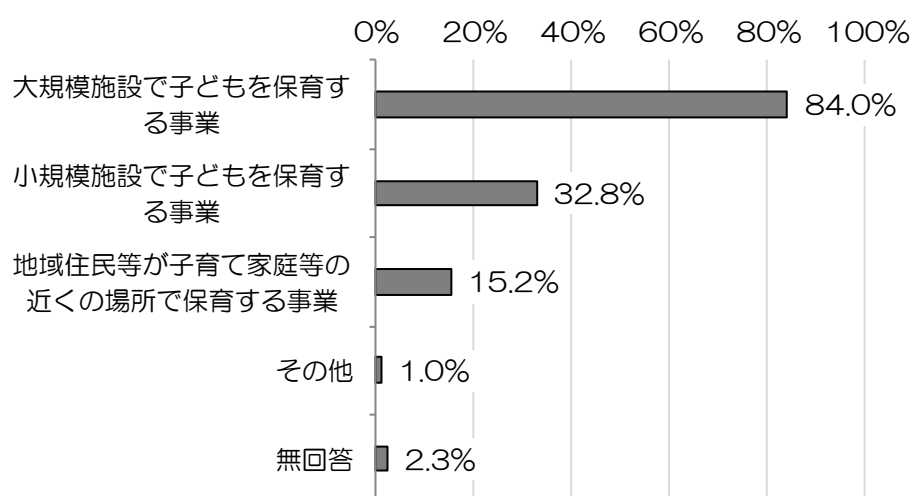


■問 24 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用する一時預かり事業に対する希望について

「利用したい」が 34.4%となっています。希望する事業形態としては、「大規模施設で子どもを保育する事業」が 84.0%と最も高くなっています。



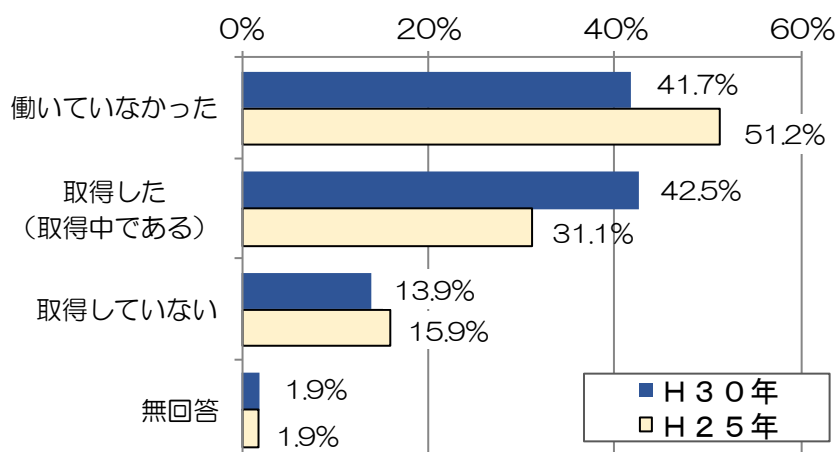
○利用を希望する事業形態



- ・大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等）
- ・小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等）
- ・地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）

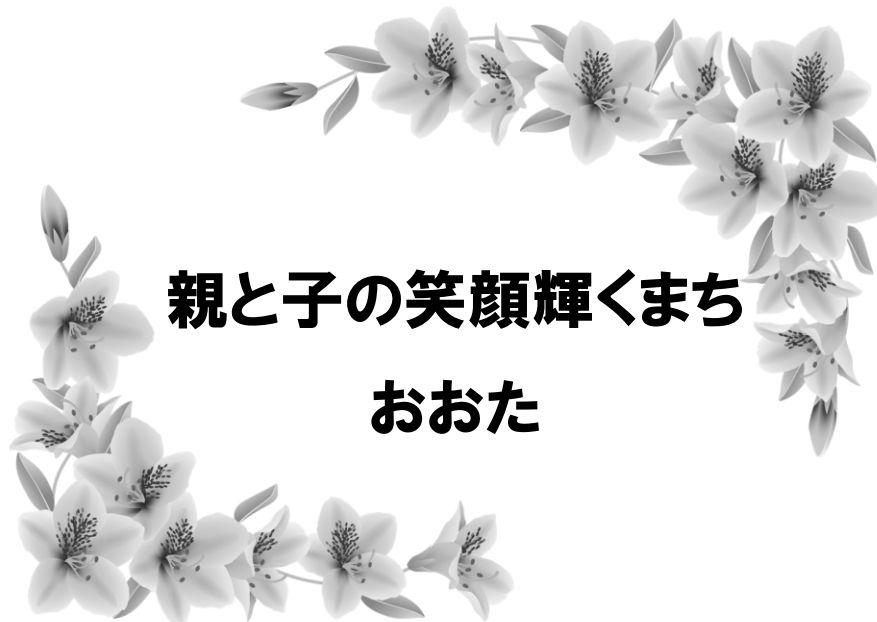
■問 30 母親の育休の取得について

「取得した」は 42.5%に留まっていますが前回の調査（平成 25 年）にくらべ 11.4 ポイント上昇しています。一方、父親については、「取得していない」が 85.9%（前回 84.9%）となっていますが、取得者は 2,237 人中 61 人、前は 2,259 人中 48 人と若干の増加がみられます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



親と子の笑顔輝くまち おおた

本計画は、未来を担う子どもたちの最善の利益が実現するよう、本市の子どもたちと子育てをする保護者を、地域全体で応援することを目標とし、行政だけでなく、住民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めていくためのものです。取り組むべき事項は、長い期間に渡った計画的な事業実施、保護者への子育てに対する知識の普及・啓発、地域や職域など様々な人々への意識づくりなど、一朝一夕で結果が出るものではありません。

本計画では平成 17 年策定の「太田市次世代育成支援行動計画」、平成 27 年策定の「第一期太田市子ども・子育て支援事業計画」での基本理念を継承し、次代を担う子どもたちが健やかに成長していける環境とまちづくりを目標に積極的に施策を展開していきます。

2 計画の基本方針

基本方針1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

本市が安心して子どもを産み、子育てできるまちとなるためには、保護者の子育てと就労の両立を支援する体制を整えていく必要があります。また、子育て家庭が自然と支えられ、子育てに対する負担や不安が軽減されていく、温かな地域づくりも推し進めていく必要があります。更に、就学後においても、保護者が安心して就労を継続でき、地域で子どもたちが健やかに成長できるよう、設備や制度をはじめとしたさまざまな環境整備を推進していきます。

基本方針2 母親と乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

近年では、出産後の母親の抱えるストレスが増大していることなどから、産後うつや子どもへの虐待、ネグレクトなどが懸念される場合もあり、産後ケアの重要性は高まっています。このため、保護者や将来の保護者が、のびのびと安心して楽しんで育児ができるよう、母子保健事業の一層の充実を図り、保護者の出産や育児に関する不安を軽減させます。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るため、食育や思春期保健対策、小児医療の充実も今後とも推し進めていきます。

基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

家庭は人間が初めて接する社会であり、子どもの基本的な社会性を育む上で重要な役割を果たしています。本市の子どもたちが社会でのびのびと、健やかに成長できるよう、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための、教育環境づくりを推進していきます。

基本方針4 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

子どもをとりまく課題の中には、家庭や地域での対応では、解決の難しいものもあります。児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立、障がいを持った子どもなど、特に支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援を継続するとともに、総合的な拠点整備を推進していきます。特に、近年社会問題となっている子どもの貧困に対しては、市のさまざまな事業と連携し、子どもたちの将来に貧困が連鎖しないよう、総合的な支援をしていく必要があります。

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備を推進していきます。

基本方針6 子どもの安全の確保

交通事故や犯罪、いじめなど、安全を脅かす社会の様々な課題から、子どもたちを守らなければなりません。また、被害を受けた子どもに対しては、心のケアが必要であり、関係機関と連携したきめ細かな支援を推進していきます。

基本方針7 仕事と家庭生活の両立の推進

女性の就労や男女の役割に対する考え方の変化、将来への不安を緩和したいなど、様々な理由から、共働き世帯は年々増加しています。子育てをする女性がうまく仕事を両立させていくためには、柔軟に働き方を選択できることや、男性の育児への参加や父親の育児休暇の普及など、家庭から社会まで、取り組むべきさまざまな課題があるため、それらの解決に向けた施策を推進していきます。

基本方針8 結婚に向けた環境の整備と子育て期の親への支援の充実

家庭を築き、子どもをもうけたいという希望をかなえるには、経済的・精神的に自立し、積極的に社会活動に参画できることが必要です。

このため、子育て期を迎えた親を対象に、社会・家庭生活に関する基礎知識の付与など、親になるための意識啓発を図るとともに、男女が共同で子どもを生み育て、明るく笑顔あふれる家庭を築きあげることを前提とした「男女共同参画」に対応した講座の実施やリーフレットの配布などを推進していきます。

3 計画の体系

| 理念 | 基本方針 | 施策の方向 |
|---|--------------------------------|------------------------------|
| 親 と 子 の 笑 顔 輝 く ま ち お お た | 基本方針1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援 | 1 教育・保育施設の充実 |
| | | 2 地域子ども・子育て支援事業の推進 |
| | | 3 子育て支援のネットワークづくり |
| | | 4 子どもの健全育成 |
| | | 5 その他 |
| | 基本方針2 母親と乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | 1 子どもや母親の健康の確保 |
| | | 2 思春期保健対策の充実 |
| | | 3 食育の推進 |
| | | 4 小児医療の充実 |
| | | 5 不妊に対する支援 |
| | 基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 | 1 次代につなぐ健やかな心の育成 |
| | | 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備 |
| | | 3 家庭や地域の教育力の向上 |
| | | 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| | 基本方針4 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進 | 1 児童虐待防止対策の充実 |
| | | 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 |
| 3 障がい児施策の充実 | | |
| 4 子どもの貧困対策の推進 | | |
| 基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備 | 1 安全な道路交通環境の整備 | |
| | 2 安心して外出できる環境の整備 | |
| 基本方針6 子どもの安全の確保 | 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 | |
| | 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | |
| | 3 被害に遭った子どもの保護の推進 | |
| 基本方針7 仕事と家庭生活の両立の推進 | 1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 | |
| | 2 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進 | |
| 基本方針8 結婚に向けた環境の整備と子育て期の親への支援の充実 | 1 未婚化・晩婚化対策の推進 | |
| | 2 子育て期を迎えた親の育成支援 | |

4 施策と事業体系

基本方針1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援 (34事業)

※子育て支援重点事業

1 教育・保育施設の充実【子ども・子育て支援事業計画】

◎新規事業

| | |
|--------------------------------|------------|
| (1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児） | ※子育て支援重点事業 |
| (2) 保育所（園）など（2号認定、3～5歳児） | ※子育て支援重点事業 |
| (3) 保育所（園）など（3号認定、0～2歳児） | |

2 地域子ども・子育て支援事業の推進【子ども・子育て支援事業計画】

| | |
|------------------------------------|------------|
| (1) 利用者支援事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (3) 妊婦健康診査 | ※子育て支援重点事業 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (5) -1 養育支援訪問事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (6) 子育て短期支援事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） | ※子育て支援重点事業 |
| (8) 一時預かり事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (9) 延長保育事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (10) 病児・病後児保育事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (11) 放課後児童健全育成事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ※子育て支援重点事業 |
| (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | ※子育て支援重点事業 |

3 子育て支援のネットワークづくり

| | |
|------------------------------------|------------|
| (1) 子育て支援ガイドブックの作成・配布 | こども課 |
| (2) 子育て支援のネットワークづくり | こども課 |
| (3) 学校・家庭・関係団体が連携した地域ぐるみのサポート体制の整備 | 学校教育課 |
| (4) 幼児教育についての情報提供の促進 | こども課 |
| (5) 幼稚園・保育園と小学校の連携強化 | 学校教育課・こども課 |
| (6) 家庭教育の充実 | 生涯学習課 |

4 子どもの健全育成

| | |
|--|---------------|
| (1) 児童館の充実と整備促進 | 児童施設課 |
| (2) 青少年の体験活動を総合的に推進 | 青少年課 |
| (3) 学校・家庭・関係団体が連携した地域ぐるみのサポート体制の整備【再掲】 | 学校教育課 |
| (4) 開かれた学校づくり | 学校教育課 |
| (5) 幼稚園・保育園における子育て支援の充実 | こども課 |
| (6) 主任児童委員・児童委員活動の推進 | 社会支援課・社会福祉協議会 |
| (7) 放課後児童クラブの充実 | 児童施設課 |
| (8) 「太田市こどもプラッツ」の充実 | 児童施設課 |
| (9) こども食堂支援事業の充実 | 社会支援課 |

5 その他

| | |
|--------------------|---------|
| (1) 子どもの権利条約の普及・啓発 | 市民そうだん課 |
| (2) 児童手当 | こども課 |
| (3) 第3子以降子育て支援事業 | こども課 |

基本方針2 母親と乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(26事業)

1 子どもや母親の健康の確保

| | |
|-------------------|---------|
| (1) 妊娠早期届出の推進 | 健康づくり課 |
| (2) 母子健康手帳の交付 | 健康づくり課 |
| (3) 妊産婦の健康診査の促進 | 健康づくり課 |
| (4) 妊産婦の健康相談の充実 | 健康づくり課 |
| (5) 乳幼児の健康相談の充実 | 健康づくり課 |
| (6) 乳幼児の健康診査の充実 | 健康づくり課 |
| (7) 母子訪問指導の充実【再掲】 | 健康づくり課 |
| (8) 母乳相談 | 健康づくり課 |
| (9) 妊娠中のセミナー | 健康づくり課 |
| (10) 発達相談 | 健康づくり課 |
| (11) のびのび相談 | 健康づくり課 |
| (12) すくすく親子教室 | 健康づくり課 |
| (13) 予防接種の推進 | 健康づくり課 |
| (14) 歯科保健事業 | 健康づくり課 |
| (15) 産婦健康診査の促進 | ◎健康づくり課 |
| (16) 相談支援体制の充実 | こども課 |

2 思春期保健対策の充実

| | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 性や性感染症に関する知識の普及 | 学校教育課・市立太田高校 |
| (2) 10代の飲酒・喫煙等の防止徹底 | 学校教育課・市立太田高校 |
| (3) 薬物乱用防止教育の推進 | 学校教育課・市立太田高校 |
| (4) いじめ等の問題に関するカウンセリングの推進 | 学校教育課 |
| (5) 思春期相談の充実 | 学校教育課 |
| (6) 心の教育の推進 | 学校教育課 |

3 食育の推進

| | |
|-----------|----------------|
| (1) 食育の推進 | 学校施設管理課・健康づくり課 |
|-----------|----------------|

4 小児医療の充実

| | |
|------------------|--------|
| (1) 小児の救急医療体制の促進 | 健康づくり課 |
| (2) 医療助成制度の充実 | 医療年金課 |

5 不妊に対する支援

| | |
|-------------|--------|
| (1) 不妊治療の促進 | 健康づくり課 |
|-------------|--------|

基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

(15事業)

1 次代につなぐ健やかな心の育成

| | |
|------------------------------|---------|
| (1) 男女共同参画に対応した実践的な事業の推進 | 市民そうだん課 |
| (2) 児童の赤ちゃんとの出会い・ふれあい交流事業の推進 | 学校教育課 |

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

| | |
|------------------------|---------|
| (1) 教職員定数改善計画の実施 | 学校教育課 |
| (2) 道徳教育の推進と教員の指導力の確保 | 学校教育課 |
| (3) 小・中学校に「悩みごと相談員」の配置 | 学校教育課 |
| (4) 文化活動や芸術鑑賞の機会の充実 | 学校教育課 |
| (5) 健康教育の推進 | 健康づくり課 |
| (6) 「防犯教室」の開催 | 学校教育課 |
| (7) 学校施設の整備 | 学校施設管理課 |

3 家庭や地域の教育力の向上

| | |
|---------------------|-------|
| (1) 自然体験活動の取組推進 | 学校教育課 |
| (2) 農業農村体験学習の推進 | 学校教育課 |
| (3) 「こどもエコクラブ」事業の推進 | 環境政策課 |
| (4) 「学校ISO」事業の推進 | 学校教育課 |

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

| | |
|---|------------|
| (1) 書店、コンビニエンスストアなどにおける未成年者に対する有害雑誌・図書等販売抑制 | 青少年課 |
| (2) 出会い系サイト等による犯罪被害防止対策の促進 | 学校教育課・青少年課 |

基本方針4 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

(27事業)

1 児童虐待防止対策の充実

| | |
|------------------------|--------|
| (1) 太田市要保護児童対策地域協議会の推進 | こども課 |
| (2) 育児相談の実施 | 健康づくり課 |
| (3) 児童家庭支援センターの拡充 | こども課 |
| (4) 家庭児童相談室の充実 | こども課 |
| (5) 子ども家庭総合支援拠点の設置及び充実 | こども課 |

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

| | |
|-----------------------------------|------|
| (1) ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の推進【再掲】 | こども課 |
| (2) ひとり親家庭生活支援事業の実施 | こども課 |
| (3) 母子家庭等自立支援事業の推進 | こども課 |
| (4) 母子生活支援施設事業の推進 | こども課 |
| (5) 母子家庭等自立支援推進事業の実施 | こども課 |
| (6) 母子寡婦福祉資金の貸付 | こども課 |
| (7) 児童扶養手当の支給 | こども課 |
| (8) 児童福祉手当(交通遺児・労働災害遺児含)の充実 | こども課 |
| (9) 交通遺児及び労働災害遺児援助事業の充実 | こども課 |

3 障がい児施策の充実

| | |
|---|--------------|
| (1) 障がい児教育の充実 | 学校教育課 |
| (2) 障がい児居宅介護事業の充実 | 障がい福祉課 |
| (3) 障がい児の支援ネットワーク | 障がい福祉課 |
| (4) 障がい児短期入所事業の充実 | 障がい福祉課 |
| (5) 障がい者支援協議会(こども部会) | 障がい福祉課 |
| (6) 障がい児通所事業の充実 ◎ | 障がい福祉課 |
| (7) すべての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」に向けたまちづくり事業の推進 | 建築指導課・障がい福祉課 |
| (8) 生活支援の充実 | 障がい福祉課 |
| (9) 特別児童扶養手当の支給 | 障がい福祉課 |
| (10) LD、ADHD、高機能自閉症等のある子どもに対する総合的な教育支援体制の整備推進 | 学校教育課 |

4 子どもの貧困対策の推進

| | |
|-----------------|-------|
| (1) 子どもの学習支援の充実 | 社会支援課 |
| (2) 就学援助の充実 | 学校教育課 |
| (3) 奨学金制度の充実 | 教育総務課 |

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

(4事業)

1 安全な道路交通環境の整備

| | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 歩道の新設促進 | 道路整備課 |
| (2) 「ゆうゆう歩道整備マニュアル」に即した歩道の整備促進 | 道路整備課 |
| (3) 「あんしん歩行エリア」、「事故危険個所」の整備促進 | 交通対策課 |

2 安心して外出できる環境の整備

| | |
|-------------------|-------|
| (1) 「赤ちゃんの駅」の設置促進 | 児童施設課 |
|-------------------|-------|

基本方針6 子どもの安全の確保 (10事業)

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

| | |
|---------------|-------|
| (1) 交通安全教室の開催 | 交通対策課 |
| (2) 交通安全活動 | 交通対策課 |

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

| | |
|-----------------------|------------|
| (1) 犯罪等に関する情報の提供を推進 | 防災防犯課 |
| (2) パトロール活動の推進 | 学校教育課・青少年課 |
| (3) 青色回転灯防犯パトロール車の運行 | 防災防犯課 |
| (4) 参加・体験・実践型の防犯学習の推進 | 防災防犯課 |
| (5) わんわんパトロール隊の募集 | 防災防犯課 |
| (6) 子ども防犯ブザーの配布 | 学校教育課 |
| (7) 「子ども安全協力の家」の普及・促進 | 学校教育課 |

3 被害に遭った子どもの保護の推進

| | |
|---------------------|------|
| (1) 「被害少年カウンセラー」の充実 | 青少年課 |
|---------------------|------|

基本方針7 仕事と家庭生活の両立の推進 (15事業)

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

| | |
|-------------------------------|---------|
| (1) ファミリー・サポート・センター事業の推進【再掲】 | こども課 |
| (2) 子育て支援就職面接会の開催 | 工業振興課 |
| (3) 女性起業支援事業 ◎ | 工業振興課 |
| (4) お仕事相談パーク(マザーズコーナー) ◎ | 工業振興課 |
| (5) 保育所児童受入体制の充実 | こども課 |
| (6) 放課後児童クラブの充実【再掲】 | 児童施設課 |
| (7) 「太田市こどもプラッツ」の充実【再掲】 | 児童施設課 |
| (8) 延長保育事業の推進【再掲】 | こども課 |
| (9) 一時預かり事業の推進【再掲】 | こども課 |
| (10) 男女共同参画に対応した実践的な事業の推進【再掲】 | 市民そうだん課 |

2 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

| | |
|---------------------|--------|
| (1) 母子健康手帳の交付【再掲】 | 健康づくり課 |
| (2) 妊産婦の健康相談の充実【再掲】 | 健康づくり課 |
| (3) 妊娠中のセミナー【再掲】 | 健康づくり課 |
| (4) 乳幼児の健康相談の充実【再掲】 | 健康づくり課 |
| (5) 母子訪問指導の充実【再掲】 | 健康づくり課 |

基本方針8 結婚に向けた環境の整備と子育て期の親への支援の充実 (6事業)

1 未婚化・晩婚化対策の推進

| | |
|-----------|-------|
| (1) 結婚応援隊 | 事業管理課 |
|-----------|-------|

2 子育て期を迎えた親の育成支援

| | |
|---------------------|----------------|
| (1) 家庭教育の充実【再掲】 | 生涯学習課 |
| (2) 乳幼児の健康相談の充実【再掲】 | 健康づくり課 |
| (3) 母子訪問指導の充実【再掲】 | 健康づくり課 |
| (4) 家庭児童相談室の充実【再掲】 | こども課 |
| (5) 食育の推進【再掲】 | 学校施設管理課・健康づくり課 |

5 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の第60条において、国は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保及びその他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を定めることとされています。

また、基本指針では、教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めることされており、本市においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、太田市全域とします。

第4章 基本方針の推進

基本方針1 幼児期の教育・保育及び地域における子育て支援

子ども・子育て支援法第61条第1項により、市区町村は、国が定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する事業計画を策定するものとされ、下表のとおり対象となる施設・事業が定められています。

| 事業区分 | | 市町村の実施事業例 |
|---------------|--|--|
| 教育・保育 | ① 教育・保育施設 | ・幼稚園、保育所、認定こども園 |
| | ② 地域型保育事業 | ・家庭的保育事業、小規模保育事業 ・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | ① 時間外保育事業 | ・延長保育 |
| | ② 放課後児童健全育成事業 | ・放課後児童クラブ |
| | ③ 子育て短期支援事業 | ・ショートステイ ・トワイライトステイ |
| | ④ 地域子育て支援拠点事業 | ・地域子育て支援拠点事業 |
| | ⑤ 一時預かり事業 | ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ・保育園等における一時預かり（預かり保育）事業 |
| | ⑥ 病児保育事業 | ・病児保育事業 |
| | ⑦ 子育て援助活動支援事業 | ・ファミリー・サポート・センター |
| | ⑧ 妊婦に対して健康診査を実施する事業 | ・妊婦健康診査事業 |
| | ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 | ・こんにちは赤ちゃん訪問事業 |
| | ⑩ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 | ・養育支援訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 等 |
| | ⑪ 利用者支援に関する事業 | ・地域子育て支援拠点における利用者支援 ・保育コンシェルジュ |
| | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ・低所得者の負担軽減のため、私学助成幼稚園における副食費を公費により行う実費負担の補助 |
| | ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | ・民間事業者の参入の促進に関する調査研究 ・多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業 |

1 教育・保育施設の充実

(1) 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

平成30年度の幼稚園（3～5歳児）及び認定こども園教育部分（幼稚園型認定こども園については、学校教育の希望が強い2号児を含む）への在園児数は2,255人となっており、定員2,666人に対して84.6%の充足率となっています。

| (在園児数) | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 1号（3～5歳児） | 幼保連携型認定こども園 | 521 | 577 | 914 | 1,074 |
| | 幼稚園型認定こども園 | 901 | 844 | 615 | 607 |
| | 地方裁量型認定こども園 | 1 | 9 | 19 | 14 |
| | 幼稚園 | 410 | 364 | 380 | 444 |
| 2号（3～5歳児） | 幼稚園型認定こども園 | 144 | 160 | 127 | 116 |
| 合計 | | 1,977 | 1,954 | 2,055 | 2,255 |
| 定員 | | 2,203 | 2,341 | 2,341 | 2,666 |
| 充足率 | | 89.7% | 83.5% | 87.8% | 84.6% |

①量の見込みの算出根拠

児童数は年々減少していますが、在園児数は上昇しており平成29年度では3～5歳児人口のうち34.6%、平成30年度では38.3%の利用率となっています。

上昇傾向にはありますが、母親の就業率の増加による1号認定から2号認定への移行を考慮し、令和2年度からの3～5歳児の推計人口に対し、R2年度は利用率を38.0%、それ以降は各年マイナス2.0%で算出しました。

| 区分 | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|--------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1号認定(人) | 2,180 | 2,038 | 1,904 | 1,765 | 1,619 |
| | 2号認定（学校教育の希望が強い）(人)※ | 116 | 100 | 90 | 80 | 60 |
| | 小計①(人) | 2,296 | 2,138 | 1,994 | 1,845 | 1,679 |
| ②確保方策 | 教育・保育施設(人) | 2,666 | 2,666 | 2,666 | 2,666 | 2,666 |
| | 確認を受けない幼稚園(人) | 245 | 245 | 245 | 245 | 245 |
| | 小計②(人) | 2,911 | 2,911 | 2,911 | 2,911 | 2,911 |
| ②－①(人) | | 615 | 773 | 917 | 1,066 | 1,232 |

※幼稚園型認定こども園の見込み在園児数。

②施設整備量

| 区分 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 認定こども園(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 幼稚園(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 保育所など（2号認定、3～5歳児）

平成30年度の2号認定（3～5歳児）の在園児数は、保育所が1,840人、認定こども園（幼稚園型を除く）が1,534人、企業主導型保育施設（地域枠）が14人となっています。定員3,282人に対して103.2%の充足率となっています。

| (在園児数) | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 2号（3～5歳児） | 幼保連携型認定こども園 | 230 | 786 | 1,196 | 1,482 |
| | 地方裁量型認定こども園 | 41 | 59 | 50 | 52 |
| | 企業主導型保育施設（地域枠） | | | | 14 |
| | 保育所 | 3,109 | 2,558 | 2,114 | 1,840 |
| | 合計 | 3,380 | 3,403 | 3,360 | 3,388 |
| | 定員 | 3,230 | 3,136 | 3,251 | 3,282 |
| | 充足率 | 104.6% | 108.5% | 103.4% | 103.2% |

①量の見込みの算出根拠

認定こども園（幼稚園型を除く）、企業主導型保育施設（地域枠）及び保育所をあわせた利用率は、平成29年度では3～5歳児人口のうち54.7%、平成30年度で55.9%の利用率で増加しています。保育所から認定こども園への移行もほぼ終了し、今後は認定こども園の利用増が見込まれます。

認定こども園については、母親の就業率の増加に伴い、今後も利用増が見込まれるため令和2年度からの3～5歳児推計人口に対し、令和2年度は利用率58.0%、以降は推計利用率を年約2%の伸びで算出しました。

| 区分 | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|----------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 2号認定(人) | 3,326 | 3,396 | 3,471 | 3,531 | 3,562 |
| ②確保方策 | 教育・保育施設(人) | 3,351 | 3,411 | 3,411 | 3,411 | 3,411 |
| ③企業主導型保育施設(人)※ | | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| ②+③-①(人) | | 61 | 51 | ▲24 | ▲84 | ▲115 |

※企業主導型保育施設は地域枠です。

②施設整備量

| 区分 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 認定こども園(人) | 55 | 60 | 0 | 0 | 0 |
| 保育所(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計(人) | 55 | 60 | 0 | 0 | 0 |

今後、施設の拡充を図っていきますが、不足分については1号認定の減少分にて補充していきます（幼稚園や認定こども園における預かり保育）。

(3) 保育所など（3号認定、0～2歳児）

平成30年度の3号認定（0歳児）の在園児数は、保育所が366人、認定こども園が309人、企業主導型保育施設（地域枠）が4人、小規模保育施設で4人となっています。3号認定（1・2歳児）では保育所が1,119人、認定こども園が984人、企業主導型保育施設が7人、小規模保育施設で12人となっています。3号認定（0歳児）は、定員577人に対して118.4%の充足率となっており、3号認定（1・2歳児）は、定員1,880人に対して112.9%の充足率となっています。

| (在園児数) | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|---------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 3号（0歳児） | 幼保連携型認定こども園 | 28 | 146 | 242 | 303 |
| | 地方裁量型認定こども園 | 3 | 8 | 5 | 6 |
| | 企業主導型保育施設（地域枠） | | | | 4 |
| | 保育所 | 623 | 511 | 410 | 366 |
| | 小規模保育施設 | 7 | 5 | 3 | 4 |
| | 合計 | 661 | 670 | 660 | 683 |
| 定員 | | 538 | 552 | 569 | 577 |
| 充足率 | | 122.9% | 121.4% | 116.0% | 118.4% |

| (在園児数) | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 3号（1・2歳児） | 幼保連携型認定こども園 | 122 | 470 | 740 | 938 |
| | 幼稚園型認定こども園 | 23 | 18 | 6 | 14 |
| | 地方裁量型認定こども園 | 17 | 30 | 38 | 32 |
| | 企業主導型保育施設（地域枠） | | | | 7 |
| | 保育所 | 1,999 | 1,489 | 1,292 | 1,119 |
| | 小規模保育施設 | 24 | 9 | 14 | 12 |
| | 合計 | 2,185 | 2,016 | 2,090 | 2,122 |
| 定員 | | 1,702 | 1,746 | 1,849 | 1,880 |
| 充足率 | | 128.4% | 115.5% | 113.0% | 112.9% |

①量の見込みの算出根拠

0歳児では認定こども園、企業主導型保育施設（地域枠）、保育所及び小規模保育施設をあわせた利用率は、平成30年度で0歳児人口のうち39.9%となっています。1・2歳児では、平成30年度で1・2歳児人口のうち56.9%の利用率となっています。

出生率の低下や保護者の育児休業制度の浸透などを考慮し、令和2年度は0歳児で推計人口に対して40.0%、以降は推計利用率を年1.0%の減少で算出しました。1・2歳児で令和2年度は推計人口に対して56.0%、以降は推計利用率を年1.0%の減少で算出しました。

| 区分 | | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|----------------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 3号認定 0歳児(人) | 684 | 663 | 645 | 627 | 609 |
| | 3号認定 1・2歳児(人) | 2,053 | 1,956 | 1,904 | 1,826 | 1,788 |
| ②確保方策 | 教育・保育施設 (人) | 2,506 | 2,516 | 2,516 | 2,516 | 2,516 |
| | 地域型保育(人) | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計② | 2,521 | 2,516 | 2,516 | 2,516 | 2,516 |
| ③企業主導型保育施設(人)※ | | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| ②+③-①(人) | | ▲180 | ▲67 | 3 | 99 | 155 |

※企業主導型保育施設は地域枠です。

②施設整備量

| 区分 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|----------------|------|------|------|------|------|
| 認定こども園(0歳児)(人) | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (1・2歳児) | 33 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 保育所(0歳児)(人) | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (1・2歳児) | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計(0歳児)(人) | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (1・2歳児) | 48 | 10 | 0 | 0 | 0 |

今後、施設の拡充を図っていきますが、不足分については1号認定の減少分にて補充していきます(幼稚園や認定こども園における預かり保育)。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業【こども課・健康づくり課】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

平成30年度から以下で実施を開始しています。

- ・市役所こども課窓口にて実施。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 基本型・特定型（か所） | － | － | － | 1 | 1 |

| 基本型・特定型 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

- ・健康づくり課太田保健センター窓口にて実施

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|------|
| 母子保健型（か所） | － | － | － | 1 | 1 |

| 母子保健型 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 確保方策（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(2) 地域子育て支援拠点事業【こども課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

| | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ利用回数 | 30,061 | 28,070 | 29,040 | 30,839 |
| 実施施設（か所） | 17 | 16 | 16 | 18 |

平成30年の実績としては、18か所で実施し年間延べ利用回数は30,839回でした。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（利用回数/年） | 33,516 | 33,516 | 33,516 | 33,516 | 33,516 |
| 確保方策（か所） | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |

(3) 妊婦健康診査【健康づくり課】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人14回の公費助成を行っています。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ受診人数 | 22,548 | 21,717 | 21,970 | 19,623 |

平成30年度の実績としては、母子健康手帳の交付件数1,677件に対し、受診者は延べ19,623人でした。量の見込みは推計出生数(0歳児推計人口)に対し、14を乗じ健診率94.0%で算出しました。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(受診人数) | 22,517 | 22,385 | 22,333 | 22,306 | 22,267 |

(4) 乳児家庭全戸訪問事業【健康づくり課】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問回数 | 1,849 | 1,779 | 1,789 | 1,757 |

平成30年度の実績としては、4か月未満児1,787人に対し、訪問件数は1,757人(98.3%)でした。量の見込みは各年度の0歳児推計人口に対し、複数訪問を考慮し、訪問率105.0%で設定しました。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(訪問回数) | 1,797 | 1,786 | 1,782 | 1,780 | 1,777 |

(5) 養育支援訪問事業／子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【こども課】

乳児家庭全戸訪問や子どもを守る地域ネットワーク機能を活用し、養育支援家庭の把握を行い、特に養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問回数 | 74 | 97 | 105 | 66 |

平成30年度の実績としては、訪問家庭数3件、訪問回数66回、訪問時間延べ129時間でした。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み(訪問回数) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(6) 子育て短期支援事業【こども課】

保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護するショートステイ事業及び保護者が仕事等で帰宅が恒常的に夜間になる場合、児童養護施設等で午後9時まで預かり、生活指導や夕食の提供を行うトワイライトステイ事業を推進することにより、児童の健全な育成を図り、その保護者等を支援する事業です。

・ショートステイ事業

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 年間延べ利用日数 | 326 | 54 | 36 | 99 |

設置か所数 3 か所、利用人数は平成 29 年度 10 人、平成 30 年度 18 人、延べ利用日数は平成 29 年度 36 日、平成 30 年度 99 日でした。事業の性質上、利用者が特定され、固定的な利用となる傾向にあります（トワイライトステイも同様）。

・トワイライトステイ事業

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 年間延べ利用日数 | 0 | 61 | 0 | 23 |

設置か所数 3 か所、利用人数は平成 30 年度 4 人、延べ利用日数は平成 30 年度 23 日でした。

量の見込みは施設状況により、設定します。

| ショートステイ事業 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み（延べ利用日数） | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| 確保方策（延べ利用日数） | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |

| トワイライトステイ事業 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み（延べ利用日数） | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 確保方策（延べ利用日数） | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【こども課】

乳幼児や小学生等の子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 年間延べ利用人数 | 4,134 | 3,208 | 3,120 | 2,365 |
| 依頼会員人数 | 1,506 | 1,524 | 1,605 | 1,682 |
| 協力会員人数 | 408 | 420 | 431 | 411 |

登録会員数、利用件数とも平成 29 年度で 2,036 人、3,120 件、平成 30 年度で 2,093 人、2,365 件です。会員数の増加や保育の無償化に伴い、今後は利用の増加が見込まれます。依頼会員（お願い会員）数の増加に比して協力会員（おまかせ会員）数が伸びていません。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（延べ利用人数） | 2,400 | 2,500 | 2,600 | 2,700 | 2,800 |
| 確保方策（依頼会員数） | 1,700 | 1,750 | 1,800 | 1,850 | 1,900 |
| （協力会員数） | 415 | 431 | 448 | 465 | 482 |

(8) 一時預かり事業【こども課】

- ① 幼稚園・認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 年間延べ利用人数 | 33,482 | 29,114 | 49,242 | 50,605 |

利用状況は平成 30 年度で延べ 50,605 人（14 施設）となり、増加傾向にあります。

量の見込みは、母親のフルタイム就業の増加や保育の無償化による利用ニーズの増加に対応できるよう設定します。

| 幼稚園型 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（延べ利用人数） | 54,569 | 55,661 | 56,217 | 56,780 | 57,347 |
| 確保方策（延べ利用人数） | 55,000 | 56,000 | 56,500 | 57,000 | 57,500 |
| 確保方策（施設数） | 16 | 16 | 17 | 17 | 18 |

- ② 保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所・認定こども園に入所していない乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、週 3 日、月 14 日を限度として一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 年間延べ利用人数 | 1,810 | 1,988 | 2,026 | 2,386 |

利用状況は平成 30 年度で延べ 2,386 人（15 施設）となり、増加傾向にあります。

| 幼稚園型を除く | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（延べ利用人数） | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |
| 確保方策（延べ利用人数） | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 2,200 |
| 確保方策（施設数） | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |

(9) 延長保育事業【こども課】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

本市においては以下2つの事業を行っております。

- ① 保護者の勤務時間などにより、通常の保育では対応しきれない場合に、あらかじめ延長保育利用児童として登録されている児童を、通常の保育時間である11時間を越えて保育し、児童の健全な育成を図るとともにその保護者等を支援する事業です。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 1日あたり利用人数 | 165 | 149 | 138 | 125 |

設置施設は39施設で1日あたりの平均利用人数は平成29年度で138人、平成30年度で125人です。

量の見込みは、保護者の就業形態の多様化等による利用ニーズの増加に対応できるよう設定します。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|----------------|------------------------------|------|------|------|------|
| 量の見込み（1日あたり人数） | 140 | 140 | 150 | 160 | 160 |
| 確保方策 | 実情に応じ、施設の拡充や保育士等の確保を図っていきます。 | | | | |

②【休日保育事業】

日曜・祝日等の休日において、保護者の就労や、傷病及び冠婚葬祭等やむを得ない事由により、現在保育所に入所している児童を家庭で保育できない場合に、保護者の子育てを支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的に休日についても保育する事業です。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ利用日数 | 1,258 | 1,238 | 886 | 998 |

設置施設は3施設で利用延べ人数は平成29年度で886人、平成30年度で998人と増加傾向にあります。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------------|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（延べ利用人数） | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 確保方策 | 実情に応じ、施設の拡充や保育士等の確保を図っていきます。 | | | | |

(10) 病児・病後児保育事業【こども課】

保育園等に通っている児童が、病気の回復期にあるため集団保育等が困難である場合、病院の敷地内に設置された施設で一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に行われている事業です。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ利用人数 | 258 | 307 | 215 | 180 |

施設は1か所で、利用延べ人数は平成29年度で215人、平成30年度で180人です。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------------|------|------|------|------|------|
| 量の見込み（延べ利用人数） | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |
| 確保方策（延べ利用人数） | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 |

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【児童施設課】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休み等に専用教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低学年利用人数 | 2,109 | 2,076 | 2,015 | 2,027 | 2,062 |
| 高学年利用人数 | 615 | 679 | 753 | 760 | 773 |
| 計 | 2,724 | 2,755 | 2,768 | 2,787 | 2,835 |

設置か所、入所児童数は平成29年で55か所、2,768人、平成30年度で56か所、2,787人であり、令和元年度では58か所、2,835人です。低学年、高学年とも年々増加傾向にあり、核家族化やとも稼ぎ世帯の増加により、今後も増加が見込まれます。

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み低学年（人） | 2,072 | 2,079 | 2,086 | 2,094 | 2,108 |
| 高学年（人） | 778 | 781 | 784 | 786 | 792 |
| 合計（人） | 2,850 | 2,860 | 2,870 | 2,880 | 2,900 |
| 確保方策（定員） | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【こども課】

低所得者の負担軽減のため、私学助成幼稚園における副食費を助成する事業です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【こども課】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

3 子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育て支援ガイドブックの作成・配布【こども課】

各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、子育て支援マップや子育てガイドブックを作成します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------------|----------------|------------|
| 平成 29 年 10 月発行 | 平成 30 年 10 月発行 | 令和 6 年度継続 |

(2) 子育て支援のネットワークづくり【こども課】

子育て支援のネットワークを形成するため、地域子育て支援拠点事業（再掲）を推進します。

(3) 学校・家庭・関係団体が連携した地域ぐるみのサポート体制の整備【学校教育課】

教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など不登校対策に関する中核的機関を充実し、学校、家庭、関係機関が連携して地域ぐるみのサポートシステムを整備します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------------|----------------|------------|
| 不登校対策体験活動（5 回） | 不登校対策体験活動（5 回） | 令和 6 年度継続 |

(4) 幼児教育についての情報提供の促進【こども課】

幼児の成長の様子や大人たちの関わり方、幼稚園の果たす役割などについて理解を深めるため、各種パンフレット等にて実施していきます。

(5) 幼稚園・保育園と小学校の連携強化【学校教育課・こども課】

子どもが幼稚園・保育園から小学校へ円滑に移行できるよう、幼稚園・保育園と小学校との連携を図る体制の充実を強化します。

※全体研修会、実務担当者研修会、ブロック別研修会を開催し、継続実施していきます。

(6) 家庭教育の充実【生涯学習課】

家庭教育学級を通じて、子どもの理解や親の役割、好ましい家庭環境のあり方について学習する機会を一層充実します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------|-----------|------------|
| 学習会 6 回実施 | 学習会 6 回実施 | 令和 6 年度継続 |

4 子どもの健全育成

(1) 児童館の充実と整備促進【児童施設課】

児童の健全育成の拠点として、地域の特性に応じた活動や、児童の居場所として児童館を整備します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | R1 年度見込み | R6 年度目標 |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 箇所数 15 箇所 延べ利用者数 300,703 人 | 箇所数 15 箇所 延べ利用者数 297,066 人 | 箇所数 15 箇所 延べ利用者数 320,000 人 | 箇所数 15 箇所 延べ利用者数 330,000 人 |

(2) 青少年の体験活動を総合的に推進【青少年課】

青少年の社会性を育むため、教育委員会、学校等が連携・協力して、青少年の体験活動を総合的に推進します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---|---|------------|
| フルド・トップ 75 名 ネチャー・キャフ ° 31 名 ねぶた交流団 38 名 サイエンスガミ 60 名 中学生ボランティア 168 名 | フルド・トップ 74 名 ネチャー・キャフ ° (中止) 代替キャンプ 18 名 サイエンスガミ 70 名 中学生ボランティア 125 名 | 令和 6 年度継続 |

(3) 学校・家庭・関係団体が連携した地域ぐるみのサポート体制の整備【学校教育課】（再掲）-P52（3）

(4) 開かれた学校づくり【学校教育課】

学校と地域社会の連携の強化に努め、子どもたちの安全の確保や地域人材を活用した学びの充実に努めて行きます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------------------------|---------------------------|------------|
| 地域人材活用事業※ (44 校 120 事業) | 地域人材活用事業 (44 校 119 事業) | 令和 6 年度継続 |

※地域人材活用事業：様々な特技・能力をもった地域の人材を学校教育活動において活用することで、家庭・地域社会と学校の連携を深めるとともに、授業や部活動、クラブ活動、学校行事等を充実させるものです（例：毛筆指導、ねぶた制作指導、指導安心安全パトロール、熱中症予防講座等）。

(5) 幼稚園・保育所における子育て支援の充実【こども課】

地域の実情に応じて幼稚園・保育所等が特別保育事業や特色ある子育て支援事業など、子育て支援として総合的な活動を実施できるよう支援します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 市内実施施設数 64 実施率 100.0% | 市内実施施設数 64 園 実施率 100.0% | 令和 6 年度継続 実施率 100.0% |

(6) 主任児童委員・児童委員活動の推進【社会支援課・社会福祉協議会】

主任児童委員・児童委員による子どもや家庭に対する援助活動の推進を図ります。

「子育てサロン」の実施。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--------------------|--------------------|------------|
| 12 か所設置 128 回開催 | 12 か所設置 128 回開催 | 令和 6 年度継続 |

(7) 放課後児童クラブの充実【児童施設課】（再掲）-P 50（11）「放課後児童健全育成事業」

(8) 「太田市こどもプラッツ」の充実【児童施設課】

就労者世帯等の支援（子育て支援）として、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動場所の確保を図るため、「太田市こどもプラッツ」を実施します。

本事業は、地域の方々の参画を得て行い、次世代を担う子どもたちの健全育成と地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------------------------|-----------------------------|------------|
| 開設数 20 小学校 入室児童数 1,129 人 | 開設数 21 小学校 入室児童数 1,379 人 | 全ての小学校で実施 |

(9) こども食堂支援事業の充実【社会支援課】

平成 30 年 10 月から開設

子どもの孤食を減らすための居場所づくり及び保護者への子育て支援の一環として、こども食堂を運営する団体に対して、経費の負担軽減を図るため支援します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------|---------------------------|------------|
| — | 運営団体数 4 団体 利用者人数 894 人 | 令和 6 年度継続 |

5 その他

(1) 子どもの権利条約の普及・啓発【市民そうだん課】

国が批准した「子どもの権利条約」の理念の具現化や子どもの権利を尊重していくために、「子どもの権利条約」の趣旨・内容について、あらゆる機会をとらえて広く市民に広報・啓発し、子どもたちが夢を持って育つことのできる社会的な機運づくりに努めます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---|---|------------|
| 人権フェスティバルおおた(講演会) CMラジオ放送(FM太郎) 啓発冊子配布 啓発グッズ作成 人権ポスター作成 | 人権フェスティバルおおた(講演会) CMラジオ放送(FM太郎) 啓発冊子配布 啓発グッズ作成 人権ポスター作成 | 令和6年度継続 |

(2) 児童手当【こども課】

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、国の制度に基づき、児童手当などを支給します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--------------------------|--------------------------|------------|
| 児童手当支給延べ児童数 367,159 人 | 児童手当支給延べ児童数 363,891 人 | 令和6年度継続 |

(3) 第3子以降子育て支援事業【こども課】

少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担を軽減させるため、第3子以降の子どもに対して支援を行うものです。平成20年度から以下のとおり実施しています。

①出産祝金の支給、②保育園・幼稚園保育料免除、③学校給食費助成

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--------------|--------------|-----------------------------------|
| 助成件数 4,277 件 | 助成件数 4,389 件 | 令和6年度継続 教育・保育無償化に合わせ、支給の変更を検討。 |

基本方針2 母親と乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

(1) 妊娠早期届出の推進【健康づくり課】

HP・広報などを利用し、保健センターを窓口として早期妊娠届出を呼びかけていきます。

(2) 母子健康手帳の交付【健康づくり課】

各保健センターにおいて母子健康手帳と妊婦健康診査受診票の交付、健康相談を行います。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|------------|------------|------------|
| 交付数 1,920人 | 交付数 1,677人 | 令和6年度継続 |

(3) 妊産婦の健康診査の促進【健康づくり課】（再掲）-P46（3）「妊産婦健康診査」

(4) 妊産婦の健康相談の充実【健康づくり課】

妊娠中の不安の軽減や疾病予防を図るために、妊産婦相談窓口の充実を図ります。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--------------------|--------------------|------------|
| 244日で相談者 3,102人 | 244日で相談者 2,186人 | 令和6年度継続 |

(5) 乳幼児の健康相談の充実【健康づくり課】

保護者の育児の不安を解消するため、保健師、栄養士、歯科衛生士、保育士等で乳幼児相談を行います。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|------------|------------|-------------------------------|
| 相談者 2,130人 | 相談者 2,331人 | 令和6年度継続 養育支援が必要な家庭の把握にも繋げる |

(6) 乳幼児の健康診査の充実【健康づくり課】

各健診では、乳幼児成育支援システムの活用により、乳幼児の健全な成育支援と、保護者の子育て支援に努めます。又、未受診者の把握に努めます

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|------------------------------|------------------------------|---|
| 4 か月児 1,793 人 (98.3%) | 4 か月児 1,805 人 (98.2%) | 令和 6 年度継続 受診率 100.0%目標 未受診者については訪問指導等へ繋げる |
| 10 か月児 1,698 人 (93.6%) | 10 か月児 1,806 人 (92.9%) | |
| 1 歳 6 か月児 1,750 人 (96.5%) | 1 歳 6 か月児 1,779 人 (97.1%) | |
| 3 歳児 1,807 人 (94.4%) | 3 歳児 1,862 人 (96.4%) | |

(7) 母子訪問指導の充実【健康づくり課】（再掲）-P46（4）「乳児家庭全戸訪問事業」

(8) 母乳相談【健康づくり課】

母乳育児を希望する産婦を対象に、助産師による具体的な母乳の相談を行います。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|------------|------------|------------|
| 相談件数 253 人 | 相談件数 218 人 | 令和 6 年度継続 |

(9) 妊娠中のセミナー【健康づくり課】

妊娠・出産に対する知識や健康な子どもを生ま育てるための知識の普及と、父親の育児参加を図ります。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------------|-----------------|------------|
| マタニティセミナー 318 人 | マタニティセミナー 326 人 | 令和 6 年度継続 |
| 赤ちゃんセミナー 258 人 | 赤ちゃんセミナー 242 人 | |
| 食のセミナー 142 人 | 食のセミナー 138 人 | |
| 歯科セミナー 100 人 | 歯科セミナー 114 人 | |

(10) 発達相談【健康づくり課】

小児科医師による身体の発達・発育の相談を行い、親子を支援します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------|----------|------------|
| 相談数 26 人 | 相談数 37 人 | 令和 6 年度継続 |

(11) のびのび相談【健康づくり課】

発達の遅れを心配する親とその子に対し、臨床発達心理士による相談を行います。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--------------------|-------------------|------------|
| 定期※ 38人 随時※ 17人 | 定期 43人 随時 110人 | 令和6年度継続 |

※定期：定期開催相談（月2回4名まで）

随時：随時開催相談

(12) すくすく親子教室【健康づくり課】

発達や育児不安を持つ親子を対象に、遊びを通して発達を促す具体的な方法を指導します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------|----------|------------------|
| 参加者 284人 | 参加者 391人 | 令和6年度、実施方法を検討し継続 |

(13) 予防接種の推進【健康づくり課】

乳幼児を感染症から守るため、予防接種法に定められた定期予防接種の接種勧奨と、感染による病気の発症及びまん延の予防に努めます。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|------------------------------|----------------------------|---------------------------------------|
| MR1期※ 1,752人 MR2期※ 1,980人 | MR1期 1,890人 MR2期 1,986人 | 令和6年度継続 MR1期 1,890人 MR2期 1,983人 |

※MR1期：はしか・風疹混合ワクチン1歳児対象

MR2期：はしか・風疹混合ワクチン5歳児対象

(14) 歯科保健事業【健康づくり課】

胎児期（妊婦）から乳幼児期までの歯科保健事業を充実し、むし歯保有率の軽減をはかります。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---|---|----------------------------|
| 歯科セミナー 100人 3歳児虫歯の保有率 20.1% 2歳児歯科健診 1,698人 (89.3%) | 歯科セミナー 114人 3歳児虫歯の保有率 19.7% 2歳児歯科健診 1,659人 (90.0%) | 令和6年度継続 3歳児虫歯の保有率 25%以下 |

(15) 産婦健康診査の促進【健康づくり課】

産後うつや新生児の虐待予防、産後初期の支援強化を目的とし、産婦健康診査を行い、安心して受診できるよう健診費用の助成を令和元年度より実施しています。

(16) 相談支援体制の充実【こども課】

発達相談支援センター「にじいろ」において、高校3年生までの子どもを対象に、発達の遅れを心配する親とその子に対し、心理士等による相談を行い、関係機関と連携を図ります。

2 思春期保健対策の充実

(1) 性や性感染症に関する知識の普及【学校教育課・市立太田高校】

学校・家庭・地域の連携による性や性感染症に関する教育を推進します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------|-----------|------------|
| 小中高44校で実施 | 小中高44校で実施 | 令和6年度継続 |

(2) 10代の飲酒・喫煙等の防止徹底【学校教育課・市立太田高校】

保健体育や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて、飲酒・喫煙防止に関する教材の配布、指導を通して、10代の飲酒・喫煙等の防止を徹底します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------|-----------|------------|
| 小中高44校で実施 | 小中高44校で実施 | 令和6年度継続 |

(3) 薬物乱用防止教育の推進【学校教育課・市立太田高校】

薬物乱用防止教室や教育教材の配布を充実させます。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------------------|-----------------------|------------|
| 薬物乱用防止教室 小中高44校で実施 | 薬物乱用防止教室 小中高44校で実施 | 令和6年度継続 |

(4) いじめ等の問題に関するカウンセリングの推進【学校教育課】

いじめをはじめ、友達等との人間関係に悩みをもつ児童・生徒及びその保護者に対し、教育相談を行います。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------------------|----------------------|------------|
| 教育研究所相談員 (週4日 3人) | 教育研究所相談員 (週4日 3人) | 令和6年度継続 |

(5) 思春期相談の充実【学校教育課】

精神的発達及び性的発達の面で特に重要な思春期の子どもやその親を対象に、健康的で豊かな人間性と社会性を持った性意識・性行動を身につけられるよう、電話等による相談員制度の充実に努めます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-------------------------|-------------------------|------------|
| 教育研究所相談員 (週 4 日 3 人) | 教育研究所相談員 (週 4 日 3 人) | 令和 6 年度継続 |

(6) 心の教育の推進【学校教育課】

学校に行きたくとも行けない不登校の子どもに対し、個別指導、集団への適応などを教育的に援助・指導し、望ましい人間関係や社会性を培い主体的に行動できるよう、教育相談や心理的な方法による指導の場としての適応指導教室の充実に努めます。不登校の子どもを持つ親に対するケアについても検討します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|------------|
| ふれあい教室通級児童生徒 (小学校 12 人、中学校 44 人) | ふれあい教室通級児童生徒 (小学校 11 人、中学校 42 人) | 令和 6 年度継続 |

3 食育の推進

(1) 食育の推進【学校施設管理課、健康づくり課】

食を通じて、親子や家族、地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体の発達を促し、社会性を育みます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none">学校栄養職員等による食の指導地場産野菜等の導入小学生の親子を対象にした食育セミナーの実施給食の実施栄養士の配置 | <ul style="list-style-type: none">学校栄養職員等による食の指導地場産野菜等の導入給食の実施栄養士の配置 | 令和 6 年度継続 |

4 小児医療の充実

(1) 小児の救急医療体制の促進【健康づくり課】

小児の救急医療需要の多様化に対応するため、医師会との連携のもとで、夜間急病の小児救急医療体制の充実を促進します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--|---|------------|
| 患者総数 1,682 人 うち小児科 1,100 人 うち 5 歳未満 588 人 (全体の 35.0%) | 患者総数 1552 人 うち小児科 902 人 うち 5 歳未満 455 人 (全体の 29.3%) | 令和 6 年度継続 |

(2) 医療助成制度の充実【医療年金課】

子どもの健康と福祉の増進が図られるよう、県費補助を受けて実施している子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成制度について、将来にわたって安定的に維持するため、適正な制度利用の周知と運用に努めます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | R1 年度見込み | R6 年度目標 |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 助成対象者 42,644 人 助成件数 684,389 件 | 助成対象者 42,174 人 助成件数 683,484 件 | 助成対象者 41,501 人 助成件数 624,340 件 | 助成対象者 39,702 人 助成件数 643,485 件 |

5 不妊に対する支援

(1) 不妊治療の促進【健康づくり課】

不妊治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の推進を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|------------------------------|------------------------------|------------|
| 特定不妊治療 281 件 その他の治療 225 件 | 特定不妊治療 258 件 その他の治療 188 件 | 令和 6 年度継続 |

基本方針 3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

1 次代につなぐ健やかな心の育成

(1) 男女共同参画に対応した実践的な事業の推進【市民そうだん課】

男女が互いに協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義を学習する機会を一層充実します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--|----------|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・人権フェスティバルおおた（講演会/啓発冊子・グッズ配付） ・デートDV防止セミナー（常磐高校・市立太田高校） ※平成 22 年度から実施 | 継続実施 | 令和 6 年度継続 |

(2) 児童の赤ちゃんとの出会い・ふれあい交流事業の推進【学校教育課】

児童が赤ちゃんとの出会い、ふれあい、交流するよう努めます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--------------|--------------|------------|
| 助産師出前講座(5 校) | 助産師出前講座(5 校) | 令和 6 年度継続 |

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

(1) 教職員定数改善計画の実施【学校教育課】

教科等に応じ、少人数指導や習熟度別指導を行うなど、きめ細かな指導を行う学校を支援します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--|--|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・おおたん教育支援隊（44 人） ・30 人程度学級市費教諭（9 人） | <ul style="list-style-type: none"> ・おおたん教育支援隊（44 人） | 令和 6 年度継続 |

(2) 道徳教育の推進と教員の指導力の確保【学校教育課】

道徳教育の推進、教員の指導力の向上に努めます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-------------|-------------|-------------------------------------|
| 全校(44 校)で実施 | 全校(44 校)で実施 | 「道徳」の教科化に向けた研修の充実していく。 令和 6 年度継続 |

(3) 小・中学校に「悩みごと相談員」の配置【学校教育課】

生徒たちが悩み、不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう、「悩みごと相談員」を配置します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------------|-----------------|------------|
| 悩みごと相談員(44 人)配置 | 悩みごと相談員(44 人)配置 | 令和 6 年度継続 |

(4) 文化活動や芸術鑑賞の機会の充実【学校教育課】

子どもたちが本物の文化芸術に触れ、創造活動に参加することにより、感受性豊かな人間としての育成を図ります。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------|----------|------------|
| 実施 6 回 | 実施 6 回 | 令和 6 年度継続 |

(5) 健康教育の推進【健康づくり課】

心とからだの健やかな発達を促すため、食育の普及・啓発を推進する人材を育成します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--------------------------------------|----------|------------|
| ヘルスマイト（食生活改善推進員） 養成講座 1 コース（10 回） | 継続実施 | 令和 6 年度継続 |

(6) 「防犯教室」の開催【学校教育課】

防犯や救急処置等の訓練などを実施し、学校安全の充実に努めます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------------------------------|----------|------------|
| 小・中・特別支援学校避難訓練や 心肺蘇生法等緊急時訓練を実施 | 継続実施 | 令和 6 年度継続 |

(7) 学校施設の整備【学校施設管理課】

学校施設の耐震化・老朽化対策を中心に、教育環境の整備を推進します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--|--|------------|
| ・屋内運動場非構造部材において LED 照明を小学校 7 校・中学校 3 校 ・中学校 1 校の耐震化工事を実施 | ・屋内運動場非構造部材において LED 照明を小学校 7 校・中学校 3 校 ・中学校 1 校の耐震化工事を実施 | 令和 6 年度継続 |

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 自然体験活動の取組推進【学校教育課】

学校内外における自然環境での体験活動の取り組みを推進します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---|----------|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊学習(27 小・特別支援学校) ・ 林間学校(17 中学校) ・ 尾瀬学校(17 中学校) | 継続実施 | 令和 6 年度継続 |

(2) 農業農村体験学習の推進【学校教育課】

子どもたちが農業・農村に親しみを感じる機会を充実し、食の大切さを学びます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------------|-----------------|------------|
| 農業体験活動 (8 小学校) | 農業体験活動 (10 小学校) | 令和 6 年度継続 |

(3) 「こどもエコクラブ」事業の推進【環境政策課】

子どもたちが地域の中で自主的に環境活動や学習を行う「こどもエコクラブ」を推進します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------|-----------|------------|
| 8 団体 78 名 | 7 団体 70 名 | 令和 6 年度継続 |

(4) 「学校 ISO」事業の推進【学校教育課】

公立小・中学校において、ISO14001(環境)取得の推進を行います。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------|----------|------------|
| 実施 45 校 | 実施 45 校 | 令和 6 年度継続 |

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- (1) 書店、コンビニエンスストアなどにおける未成年者に対する有害雑誌・図書等販売抑制【青少年課】
メディア上の性・暴力等の有害情報について、関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と協力し、自主規制を働きかけていきます。
※青少年を取り巻く社会環境実態調査を毎年実施（青少年育成社会環境モニター23名）しています。
- (2) 出会い系サイト等による犯罪被害防止対策の促進【学校教育課・青少年課】
被害防止教室や教育関係者、プロバイダ等を交えたシンポジウムの開催、リーフレットの配布等、児童の犯罪防止のための広報啓発活動を推進します。
※市内小・中学校の全児童生徒へ配布、啓発用クリアファイルを市内中学1年生徒に配布、また市内ショッピングモールにて啓発活動を年3回実施しています。

基本方針4 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

(1) 太田市要保護児童対策地域協議会の推進【こども課】

児童虐待について、迅速な対応が可能となるよう太田市要保護児童対策地域協議会の充実を図り、被虐待児童の早期発見とサポートシステムを推進します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-------------------------|-------------------------|------------|
| 実務担当者会議 6回 ケース会議 23回 | 実務担当者会議 6回 ケース会議 25回 | 令和6年度継続 |

(2) 育児相談の実施【健康づくり課】

乳幼児健診や各相談事業、家庭訪問などにおいて、保護者の育児不安の解消を図り、虐待発生予防を含めた相談の実施に努めます。

※子育て相談、妊産婦・乳幼児訪問等を実施しています。

(3) 児童家庭支援センターの拡充【こども課】

虐待や非行等の問題に対して地域に密着した相談・支援体制を強化します。

※児童養護施設東光虹の家に併設の「こども家庭相談室」で実施しています。

(4) 家庭児童相談室の充実【こども課】

家庭における児童養育、福祉の向上を図るため、家庭児童福祉関係専門職員(家庭相談員)による相談・指導を行います。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------|-----------|------------|
| 相談件数 289件 | 相談件数 258件 | 令和6年度継続 |

(5) 子ども家庭総合支援拠点の設置及び充実【こども課】

子どもの権利を擁護するために、地域のすべての子ども・家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」を開設し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を福祉、保健・医療、教育等と連携しながら、切れ目のない継続的な子育て支援体制の機能強化を図ります。

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

(1) ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の推進【こども課】(再掲)

-P47 (6)「子育て短期支援事業」

(2) ひとり親家庭生活支援事業の実施【こども課】

ひとり親の情報交換の場となる活動等の情報提供を行います。

(3) 母子家庭等自立支援事業の推進【こども課】

自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の援助を実施します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---------------------------------|---------------------------------|------------|
| 自立支援教育訓練給付 3件 高等職業訓練促進給付 14件 | 自立支援教育訓練給付 4件 高等職業訓練促進給付 20件 | 令和6年度継続 |

(4) 母子生活支援施設事業の推進【こども課】

18歳未満の児童を養育している母子家庭で、住宅や生活、児童の育成環境等に支援を必要とする場合に、母子生活支援施設で保護し自立のための支援を行います。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|------------------------------------|------------------------------------|------------|
| 実施施設数 1箇所 入所世帯数 8世帯 入所人数 22人 | 実施施設数 1箇所 入所世帯数 9世帯 入所人数 28人 | 令和6年度継続 |

(5) 母子家庭等自立支援推進事業の実施【こども課】

母子家庭等に対する施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備します。

(6) 母子寡婦福祉資金の貸付【こども課】

経済的自立を援助するために、技能習得や子どもの修学又は入学準備のときなどのような資金の貸付の情報提供を行います。

※群馬県事業として実施中です。

(7) 児童扶養手当の支給【こども課】

児童扶養手当を支給します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-------------|-------------|------------|
| 支給人数 1,614人 | 支給人数 1,569人 | 令和6年度継続 |

(8) 児童福祉手当（交通遺児・労働災害遺児含）の充実【こども課】

交通遺児・労働災害児がいる家庭に児童福祉手当を支給します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---------------------------------|---------------------------------|------------|
| 対象児童人数 障がい児 320人 交通・労災遺児 11人 | 対象児童人数 障がい児 309人 交通・労災遺児 13人 | 令和6年度継続 |

(9) 交通遺児及び労働災害遺児援助事業の充実【こども課】

交通遺児・労働災害児がいる家庭で児童が義務教育終了前までの間、養育者に援助金を支給します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------|-----------|------------|
| 支給人数 11 人 | 支給人数 13 人 | 令和 6 年度継続 |

3 障がい児施策の充実

(1) 障がい児教育の充実【学校教育課】

障がいのある子どもが充実した学校生活を送ることができるように、一人ひとりの障がいの状態や程度、通学状況に応じた施設・設備の充実や人材の確保に努めます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---|--|------------|
| 特別支援教育研修会の開催 ・研修対象者（介助員） 70 人 内研修参加者 66 人 | 特別支援教育研修会開催 ・研修対象者（介助員） 68 人 内研修参加者 67 人 | 令和 6 年度継続 |

(2) 障がい児居宅介護事業の充実【障がい福祉課】

障がい児の家庭等にヘルパーを派遣して、入浴等の介護、家事等を支援し、障がい児の自立と社会参加を促進するため、継続的に実施していきます。

(3) 障がい児の支援ネットワーク【障がい福祉課】

手をつなぐ親の会補助事業・身体障がい者団体補助事業を実施します。

(4) 障がい児短期入所事業の充実【障がい福祉課】

介護者が疾病等を理由に一時的に介護ができなくなった場合に、一時的に入所します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 利用者（月平均） 8.42 人 利用日数（月平均） 3.69 日 | 利用者（月平均） 7.92 人 利用日数（月平均） 3.41 日 | 令和 6 年度継続 |

(5) 障がい者支援協議会（こども部会）【障がい福祉課】

市内の保健・医療・保育・教育・関係団体等の関係者を対象とした情報交換や研修会を行うことにより、障がい・療育に関する理解と知識の向上、情報交換を実施しています。

(6) 障がい児通所事業の充実【障がい福祉課】

障がい児が通所または訪問により、障がい児の日常生活や集団適応訓練等を行い、地域で療育を受けられるよう平成30年度から実施しています。

(7) すべての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」に向けたまちづくり事業の推進【建築指導課・障がい福祉課】

群馬県「人にやさしい福祉のまちづくり」条例に基づき年齢や障がいの有無に関わらずさまざまな活動ができる「人にやさしいまちづくり」を関係各課と連携し、推進します。

(8) 生活支援の充実【障がい福祉課】

福祉サービスを利用しやすいよう、情報の提供や利用の調整等、相談支援体制の充実に努めます。

(9) 特別児童扶養手当の支給【障がい福祉課】

一定の障がいに該当する20歳未満の児童を養育していて、所得が限度額未満の世帯に対する支援を行います。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--------------|--------------|------------|
| 受給資格者人数 369人 | 受給資格者人数 362人 | 令和6年度継続 |

(10) LD、ADHD、高機能自閉症等のある子どもに対する総合的な教育支援体制の整備推進【学校教育課】

通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対して総合的な教育支援体制を整備します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-------------------------|-------------------------|------------|
| 通級指導教室 (小学校6校、中学校1校) | 通級指導教室 (小学校6校、中学校1校) | 令和6年度継続 |

4 子どもの貧困対策の推進

(1) 子どもの学習支援の充実【社会支援課】

市内に住所を有する生活保護や就学援助世帯の児童生徒等に学習の場を提供し、学習の支援及び教育相談を実施することにより、児童生徒の基礎学力の向上を図るとともに、学習支援を通じて社会性や協調性を育むことにより、世帯の自立の助長を図り、子どもの将来的な自立の一助となる事を目的として支援します。

| H29 年度実績 | | H30 年度実績 | | 目標値、今後の方向性 |
|----------|----|----------|-----|------------|
| 教室数 | 9 | 教室数 | 10 | 令和 6 年度継続 |
| 利用対象者人数 | 94 | 利用対象者人数 | 124 | |

(2) 就学援助の充実【学校教育課】

家庭の経済的な理由によって就学が困難な子どもに対して総合的な教育支援体制を整備します。(要保護児童、準要保護児童への援助の実施)

(3) 奨学金制度の充実【教育総務課】

学力優秀な生徒で進学の意欲と能力がありながら、家庭の経済的な理由によって進学が困難な者に対する奨学金制度の充実に努めます。

| H29 年度実績 | | H30 年度実績 | | 目標値、今後の方向性 |
|---------------------------------|--|---------------------------------|--|------------|
| 太田市奨学金貸与者数 (継続 25 人、新規 16 人) | | 太田市奨学金貸与者数 (継続 26 人、新規 15 人) | | 令和 6 年度継続 |
| 笹川清奨学基金給付者数 (継続 2 人、新規 2 人) | | 笹川清奨学金給付者数 (継続 3 人、新規 2 人) | | |

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

1 安全な道路交通環境の整備

(1) 歩道の新設促進【道路整備課】

歩道の設置されていない道路において歩道の新設を促進します。

(2) 「ゆうゆう歩道整備マニュアル」に即した歩道の整備促進【道路整備課】

「群馬県全域歩道設置基準・解説—安全で安心して利用できる歩道を目指して—」に即した歩道の整備促進を実施します。歩道の整備にあたっては、原則としてマニュアルに準拠した構造を適用することとします。

(3) 「あんしん歩行エリア」、「事故危険個所」の整備促進【交通対策課】

県公安委員会と道路管理者が連携して、通学路での通過車両の進入や速度の抑制等、集中的な死傷事故抑止対策を講じます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | R6 年度目標 |
|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 事故件数 18件 負傷者数 14人 | 事故件数 10件 負傷者数 10人 | 事故件数 10件未満 負傷者数 10人未満 |

2 安心して外出できる環境の整備

(1) 「赤ちゃんの駅」の設置促進【児童施設課】

乳幼児連れの親子が外出時に授乳やおむつ替えなどで立ち寄れる場の提供を行い、子育て支援の充実を図ります。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | R6 年度目標 |
|-------------|-------------|-------------|
| 設置箇所数 24 箇所 | 設置箇所数 31 箇所 | 設置箇所数 31 箇所 |

基本方針6 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全教室の開催【交通対策課】

親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。また、地域の実情に即した交通安全教育を行うため、職員の指導力向上や民間の指導者の育成に努めます。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | R6 年度目標 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 保育園・幼稚園 82件 8,924人 | 保育園・幼稚園 83件 8,668人 | 保育園・幼稚園 95件 10,000人 |
| 小学校・中学校・高校 116件 26,627人 | 小学校・中学校・高校 114件 26,047人 | 小学校・中学校・高校 130件 30,000人 |
| 高齢者・その他 35件 2,297人 | 高齢者・その他 29件 1,616人 | 高齢者・その他 40件 3,000人 |
| 延べ 233件 37,848人 | 延べ 226件 36,331人 | 延べ 265件 43,000人 |

(2) 交通安全活動【交通対策課】

小中学校等の周辺通学路の安全点検を実施するとともに、PTAの街頭指導、警察署による指導活動など、地域と行政がともに交通安全活動に取り組んでいきます。

※太田市交通指導員による通学学童の街頭指導を継続実施しています（毎週月曜日、毎月1日、15日及び交通安全運動期間中）。

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(1) 犯罪等に関する情報の提供を推進【防災防犯課】

交番・駐在所広報誌や警察本部ホームページ等によって、子どもが被害となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報を提供します。

(2) パトロール活動の推進【学校教育課・青少年課】

防犯ボランティア活動に対して、地域安全情報の提供を含め、適切な指導助言を行うとともに、警察官に同行しての合同パトロールを実施します。

※青少年センター補導員による街頭補導及び特別補導、及び青少年育成推進員連絡協議会による青パトを活用した補導活動を実施中です。

(3) 青色回転灯防犯パトロール車の運行【防災防犯課】

青色回転灯を設置した白黒の防犯パトロール車で市内のパトロールを実施します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------------|----------------|------------|
| パトロール回数 3,097回 | パトロール回数 3,187回 | 令和6年度継続 |

(4) 参加・体験・実践型の防犯学習の推進【防災防犯課】

防犯設備士等の専門家の参加を得て、犯罪類型、対象者に応じた防犯学習を推進します。

(5) わんわんパトロール隊の募集【防災防犯課】

犬の散歩を登下校の時間帯に実施してもらい、子どもたちの安全を見守ってもらいます。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|-----------------|-----------------|------------|
| 登録者数 154人(180頭) | 登録者数 187人(221頭) | 令和6年度継続 |

(6) 子ども防犯ブザーの配布【学校教育課】

子ども自らが防犯上の対策を身につけるよう、防犯指導を実施するとともに、防犯ブザーを配布します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---------|---------|------------|
| 実施 44校 | 実施 44校 | 令和6年度継続 |

(7) 「子ども安全協力の家」の普及・促進【学校教育課】

「子ども安全協力の家」の普及を促進し、子どもが気軽に立ち寄れるよう協力を進めます。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------------|----------------|------------|
| 全小学校区に 2,744箇所 | 全小学校区に 2,743箇所 | 令和6年度継続 |

3 被害に遭った子どもの保護の推進

(1) 「被害少年カウンセラー」の充実【青少年課】

電話相談員等のカウンセリングなどの継続的支援活動を効果的に推進するため、「被害少年カウンセリングアドバイザー」として臨床心理士等の専門家の委嘱を促進します。

※ヤングテレホン電話・面接・メール相談を実施しています。

基本方針7 仕事と家庭生活の両立の推進

1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

(1) ファミリー・サポート・センター事業の推進【こども課】(再掲) -P47 (7)
「ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)」

(2) 子育て支援就職面接会の開催【工業振興課】

子育て期の親を対象として、「子育て支援就職面接会」を実施します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|----------|----------|-------------------|
| 参加者 163人 | 参加者 119人 | 令和6年度継続 年2回の実施 |

(3) 女性起業支援事業【工業振興課】

女性の多様な働き方の一つとして女性起業塾を開催。また多様な働き方を促すための講座を開催します。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|---------|---------|-----------------------------|
| 参加者 20名 | 参加者 20名 | 令和6年度継続 年2回以上の実施、参加者 30名 |

(4) お仕事相談パーク(マザーズコーナー)【工業振興課】

群馬労働局との雇用対策協定に基づき子育て中の母親を対象として就職相談及び就職先を紹介をしています。

| H29年度実績 | H30年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|------------------|------------------|--------------------------|
| 1年間の就職者数 381名 | 1年間の就職者数 332名 | 令和6年度継続 1年間の就職者数 365名 |

(5) 保育所児童受入体制の充実【こども課】

保育所入所待機児童が生じないよう、需要に応じて適宜定員数の増加等を図るとともに、保護者の働き方の多様化による様々な保育需要に柔軟に対応できるよう保育所児童の受入体制の充実を図ります。

(6) 放課後児童クラブの充実【児童施設課】(再掲) -P50 (11)「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」

(7) 「太田市こどもプラッツ」の充実【児童施設課】(再掲) -P54 (8)

(8) 延長保育事業の推進【こども課】(再掲) -P49 (9)「延長保育事業」

(9) 一時預かり事業の推進【こども課】(再掲) -P48 (8)「一時預かり事業」

(10) 男女共同参画に対応した実践的な事業の推進【市民そうだん課】(再掲)
-P62 (1)

2 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

(1) 母子健康手帳の交付【健康づくり課】(再掲) -P56 (2)

(2) 妊産婦の健康相談の充実【健康づくり課】(再掲) -P 56 (4)

(3) 妊娠中のセミナー【健康づくり課】(再掲) -P57 (9)

(4) 乳幼児の健康相談の充実【健康づくり課】(再掲) -P56 (5)

(5) 母子訪問指導の充実【健康づくり課】(再掲) -P46 (4)「乳児家庭全戸訪問事業」

基本方針8 結婚に向けた環境の整備と子育て期の親への支援の充実

1 未婚化・晩婚化対策の推進

(1) 結婚応援隊【事業管理課】

結婚を真剣に考える方を支援するため、男女の出会いの場を提供します。希望者には会員登録していただき、結婚相談やイベントを実施します。

| H29 年度実績 | H30 年度実績 | 目標値、今後の方向性 |
|--|--|------------|
| 登録者 147 人 成婚者 4 組 イベント開催 12 回 マッチング数 48 組 | 登録者 173 人 成婚者 1 組 イベント開催 19 回 マッチング数 51 組 | 令和 6 年度継続 |

2 子育て期を迎えた親の育成支援

(1) 家庭教育の充実【生涯学習課】(再掲) -P52(6)

(2) 乳幼児の健康相談の充実【健康づくり課】(再掲) -P56(5)

(3) 母子訪問指導の充実【健康づくり課】(再掲) -P46(4)「乳児家庭全戸訪問事業」

(4) 家庭児童相談室の充実【こども課】(再掲) -P66(4)

(5) 食育の推進【学校施設管理課・健康づくり課】(再掲) -P60(1)

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市の関係各課や関係機関等の連携により、横断的な施策に取り組むとともに太田市子ども・子育て会議や子ども・子育てに係る関係者等の意見を反映させながら推進していきます。

また、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、各事業への適切な反映や新たな課題に対して積極的に取り組み、広く市民への周知にも努めます。

(1) 庁内の推進体制

本計画が有効に機能するためには、PDCAサイクルの形成と運用が不可欠です。そのため本計画の推進にあたっては全庁的な体制のもと、各年度においてその実施状況の把握・点検、評価を行い、必要な部分の見直し、改善を行いながらその後の対策を実施していけるよう、庁内における推進体制の充実を図っていきます。

また、多様化した市民ニーズにきめ細かく対応するため、市民やNPO、地域団体等と連携しながら計画の推進に努めていきます。

(2) 子ども・子育て会議

本計画の策定や、本計画に基づく施策を推進し、事業の実施状況について点検・評価するための「太田市子ども・子育て会議」を設置しています。

委員は児童福祉分野の有識者、保育・児童教育関係者や市民代表など様々な分野から構成され、各年度において会議を開催し、計画の点検・評価や結果の検討などを行っていきます。

(3) 市民や企業等との連携、参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化推進や市民参加型サービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。企業や事業所等については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「働き方改革」の実現及び育児休業制度の普及や促進を推進していきます。

資料編

1 太田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、太田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務の遂行のために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 太田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1 民生委員推薦会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------|----|----|--------|
| 子ども・子育て会議 | 会長 | // | 8,900円 |
| | 委員 | // | 7,900円 |

2 太田市子ども・子育て会議委員名簿

| 条例上の区分 | 氏名 | 所属団体等 |
|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 法第6条第2項に規定する保護者 | にしだ やすこ 西田 恵子 | 太田市保育協議会 |
| | たむら もりひろ 田村 守啓 | 太田市私立幼稚園PTA連合会 |
| 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 | たぐち ときこ 田口 時子 | 太田市保育園連絡協議会 |
| | たなか しげお 田中 重雄 | 太田市私立幼稚園・認定こども園協会 |
| | たかやなぎ ゆうじ 高柳 雄次 | 公立幼稚園代表 |
| | まるやま みつこ 丸山 美津子 | 太田市子ども会育成団体連絡協議会 |
| | ささかわ すみよ 笹川 純美代 | 太田市ファミリー・サポート・センター |
| 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 | かけがわ たけし 懸川 武史 | 群馬大学教育学部 教授 |
| その他市長が必要と認める者 | たむら ようこ 田村 容子 | 主任児童委員 |

3 太田市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

| 開催日時・場所 | 議題 |
|--------------------------------------|--|
| 【第1回】 令和元年6月5日 市役所 9階9B会議室 | (1)子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告 (2)第二期太田市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について (3)太田市次世代育成支援行動計画実施状況(平成30年度)について |
| 【第2回】 令和元年8月26日 市役所 6階6A会議室 | (1)第二期太田市子ども・子育て支援事業計画の素案について (2)太田市子育てキャッチフレーズ応募状況について |
| 【第3回】 令和元年10月10日 市役所 11階11A会議室 | (1)第二期太田市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント案について (2)太田市子育てキャッチフレーズ選考 |
| 【第4回】 令和2年1月16日 市役所 9階9A会議室 | (1)第二期太田市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント結果について (2)第二期太田市子ども・子育て支援事業計画について |
| 【第5回】 令和2年2月6日 市役所 6階6B会議室 | (1)教育・保育施設に係る利用定員について |

- ◎平成30年11月15日～12月3日 子ども子育てに関するニーズ調査の実施
- ◎令和元年8月1日～8月16日 太田市子育てキャッチフレーズ募集
- ◎令和元年11月25日～12月24日 意見公募手続（パブリックコメント）の実施
- ……提出された意見1件

第二期 太田市
子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

発行 太田市

編集 太田市 福祉子ども部 子ども課

〒373-8718 群馬県太田市浜町 2-35

TEL 0276-47-1111 (代表)

市ホームページ <https://www.city.ota.gunma.jp/>
